昭和28年5月30日第三種郵便物認可　昭和36年9月5日発行（毎月1回5日発行）第9巻　第9号（通巻94号）

婦人と少年

◆労働者家族の福祉と消費生活

9 1961

婦人少年協会

→

三菱造船広島造船所の社宅の一部

上方の黒い屋根の群は旧社宅、白く見えるのは近代的アパートで、目下これに切り替えつつある。この社宅では労働者家族福祉向上のために、主婦を対象とした生活技術指導も昭和34年以来行なわれている。

労働者のための住みよい住宅

労働者とその家族にとって住みよい住宅は、福祉の大きな要素です。ＩＬＯ総会でもこの問題が度々討議され、今年の総会で労働者住宅についての勧告が行なわれました。ここに二、三の国の労働者住宅の一例をご紹介してみました。

↓ ナイジェリアの労働者住宅

↓ ブルガリアの労働者アパート

→

南アフリカの高層労働者アパート

オランダ、ヘーグの労働者アパート ↓

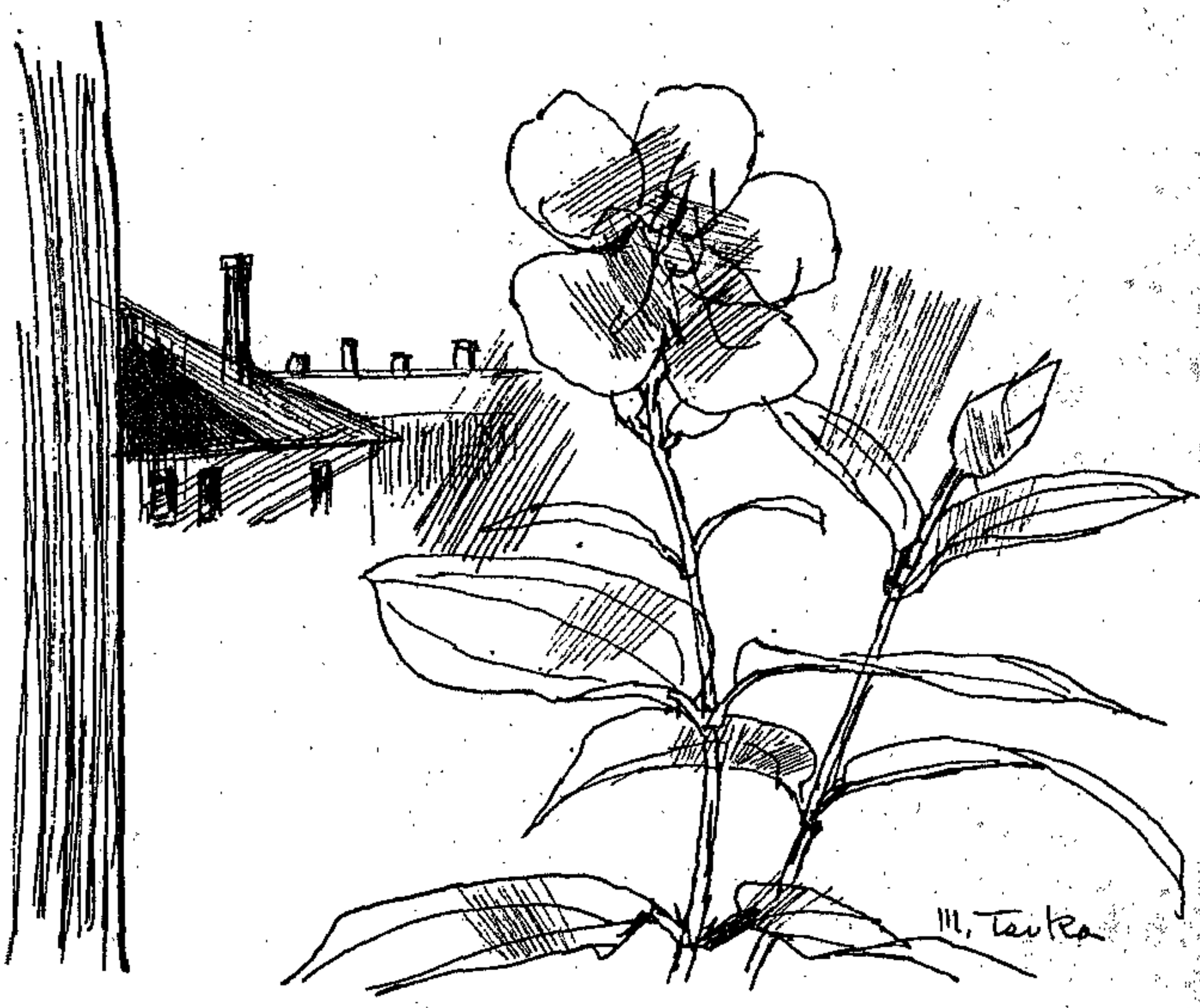

婦人と年少者　九巻九号

目次

経済成長と消費生活……中鉢正美……2
労働者家族問題をどう考えるか……仁木茂隆……5
労働者家族福祉へのうごき……7
労働者家族福祉運動実施要領……9
延びるホームヘルプ制度……9
ヨーロッパの消費生活……楠田洋……10
炭鉱の家庭生活と移住の問題点……染谷すみ子……12
今後の婦人の労務管理
――わが社の労務管理⑧――……岩垂悦……14
(伸)(び)(ゆ)(く)(産)(業)⑥……西清子……16
≪既製服を造る三越縫製工場≫
主婦の会を通して年少者に福祉を……
◇〝中小企業労働福祉増進月間〟について……丸山千代子……19
……20
資料室
モデル地区における労働者家庭生活技術指導の状況……21
ILOの『労働者住宅に関する勧告』について……22
協議離婚の実態……24
婦人界のうごき……28
充実した年少労働者福祉員講習会……29
働く婦人の知っておきたい法律問題⑱……30
戦後における婦人問題文献目録㉟……32
女子の就職者数と完全失業者数・平均現金給与額……表紙3
◇各国の労働者住宅（写真）……表紙2
◇新刊紹介「人事管理とその背景」（大羽綾子）……表紙3-31
◇婦人少年局ニュース……27
◇ごらんになりましたか……
表紙……富山妙子　扉・カット……塚谷政義

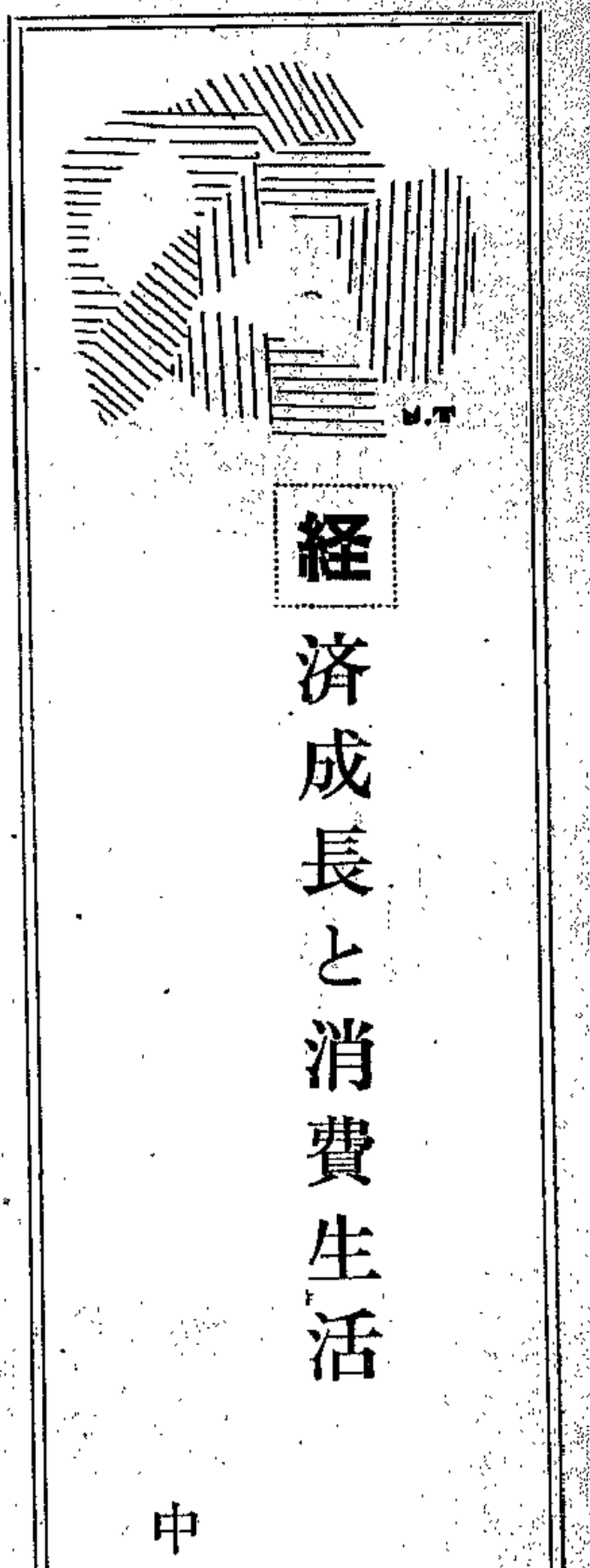

経済成長と消費生活

中鉢正美

一

昨年の所得倍増計画以来、経済成長を支える消費の重要性がにわかに人々の注目を集めることになったが、また最近は国際収支の悪化につれて、活潑な国内需要が輸出意欲を低下させ、物価と賃金の上昇がコスト・インフレをまねきつつあるという意見も現われはじめている。国民所得をいかに投資と消費に配分するかという問題は、所得の分布や各産業部門の発展のバランス、各企業の設備投資の状況等と結びつけて検討されなければならないが、このような枠組みの中で、国民の消費生活はどのような役割りをはたすものなのであろうか。

戦前のわが国経済が後進国のハンディキャップを克服して急速に発展したのは、政府の財政的援助と行政的指導のもとに基礎産業諸部門を中心とする資本の蓄積を強行したからであるといわれる。その生産力の拡大に要する原料・設備・技術等の導入は、繊維・雑貨を中心とする輸出によってまかなわれ、これは農村や都市下層社会を基盤とする幼少年・婦人労働の低賃金によって先進国に対抗する競争力に多く依存するものであった。輸出市場の確保は強大な軍事力を背景とし、膨張する財政に由来する緩慢なインフレは投下資本の償却と消費水準の実質的な抑制を容易にし、これがまた、国民所得中の多くの割合を投資に廻すことを可能ならしめた。しかしこれは結局、その発展する総生産を消費すべき国内市場を狭隘にし、国際市場への強引な進出は終に不幸な戦争と敗戦への路を歩ませることになったのである。

戦後はアメリカの援助に依存しつつ国際収支の赤字を切りぬけ、相次ぐ復興計画によって経済自立の目標を達成するとともに、なお高度の経済成長を続けることによって世界の注目を集めている。この間に戦前の低賃金を支えていた農地開放、産業構造の高度化にともなう男子労働者の比率増大と労組勢力の進出、社会保障制度の整備等によって、ある程度までの変貌をとげた。これが軍事費の縮小による財政投融資の余力、世界貿易の好調等とも結びついて、日本経済に戦前とはことなる自律的な成長と安定の可能性をうみだしていることは否定できない。事実、戦後の復興段階において、生産額中の増加価値から労働者への分配率は戦前を上廻っており、このような背景のもとに、かつての勤倹貯蓄を奨励する風潮は、むしろ消費を美徳とする考え方に変わりつつあるものということができよう。

二

現在政府の総合的な経済政策の基調とされている所得倍増計画は、このような傾向をさらに促進させようとする目的をもつものといってよかろう。それは要するに、生産力の増大が同時

に国内市場を拡張し、高度成長と消費水準の向上を同時に達成しつつ、バランスのとれた発展を持続することが可能であるという見通しに立脚するものである。これに対して、このような高度の成長はもっぱら巨大企業を中心とする急速な資本蓄積に依存し、また、これを可能にしている高い貯蓄率が複雑な社会諸階層の構造――いわゆる二重構造――にその根をもつものである以上、平均的な向上がかえってその格差を拡大するという批判が加えられている。

高度成長は当然、その内容の再構成を必要とし、これは自由経済のもとにおける資本や労働の移動によって解消されるといっても、中小企業や自営業、労働者の階層的構造や、これらをとりまく諸制度は、このような自由な移動を阻止する要因を形造っている。また、さきに述べた分配率にしても、昭和二八年以降はむしろ漸次低下の傾向にあり、個人消費支出の年々の延びも、設備投資はもとより総生産額の延び率さえ下廻る状態である。

しかし、もしも、この分配構造を大幅に手直しするとすれば、現在のような投資中心の経済成長はある程度低下せざるをえない。その結果、たとい分配は平等化しても、その絶対額は高度成長の場合などの向上が望めなくなることも考えられよう。これは社会主義計画経済に対する自由経済の優位を主張する立場からは、一般論として当然出てくる考えである。ところで倍増計画がその前半にとくに高い成長率をかかげているのには、目前にひかえた貿易自由化に

そなえて、国内市場の防衛と輸出の促進をはかるために、手持の外貨を喰いつぶしても、生産設備の合理化を達成しておくという当面の必要がふくまれている。

自由化は輸出にとっては有利な面もあるが、輸入については国内市場を外国商品の競争にさらすことになり、これに対する対抗力の強化が進んで輸出の伸張をもたらすというところに、自由化対策の重点があるといわなければならない。ところが国民所得が投資と消費に配分されるに依存すると考えられたからである。たしかに貧困な社会では、大部分の人は所得のすべてを必需品に支出し、消費者の動機や態度による自由裁量の余地は少なかった。しかし豊かな社会においては、相当数の消費者が必需品の購入に要する限度をこえた所得をもち、支出の準備資金となる流動資産の保有が普及し、信用買いがよく利用され、耐久財のように必ずしも当面の必要に拘束されない支出の重要性が増加し、また消費者の経済知識がたかまるとともに経済情勢がマスコミによって詳細かつ統一的に流される結果、多数の消費者の行動が同様の方向に働く可能性が大きくなる。彼等は概して習慣的に行動するが、またその熟慮の結果決定を下すことのできる範囲も相当広く、この決定いかんは経済変動の転機において、以後の方向を左右するほどの力をもつにいたった。そして戦後アメリカの消費者は全般的に経済の現状および将来に対する楽観的な態度を示し、これが経済変動に

三

ミシガン大学調査研究センターのG・カトウナは、昨年刊行されたその著作の中で、戦後アメリカの経済において消費者の役割りが注目されざるをえなくなった理由を次のように説明している。

これまで経済の分析において消費者行動がとかく受動的に扱われたのは、消費者支出は、その所得に依存し、所得は企業や政府の活動に依存すると考えられたからである。たしか

対する安定要因として作用したというのが、カトウナの論旨である。(George Katona; The Powerful Consumer, Psychological Pattern of the American Economy, 1960)

戦後アメリカ経済の繁栄は、経済の高度成長によって支えられてきたのではなく、国内市場の安定した消費力と、これに見合う程度の経済成長によって可能にされてきたといってもよい。そこにおいては、技術革新やそれにともなう新製品の出現にいち早く反応してその中から堅実な方向を選択する能力をもった『強力な消費者』は、経済成長の安定条件としてその重要な役割りを認識されることになった。彼等は所得分布の中層に位するものであることが統計的に証明され、この層の厚さが経済の安定成長を左右する基本的条件となることは、したがって単に量的のみならず質的にもあきらかにされたのである。

四

そのような経済成長に対する消費の積極的な役割りがあきらかにされてくると、在来の貧困問題に対する考えかたにも多少の訂正が必要になってくる。これまで貧困者といえば、失業・疾病・老齢・母子といった特定の貧困要因を背負った人々を指すものであった。しかし、消費者行動をその積極的な面においてとらえるならば、このような『強力な消費者』たりえないような階層が、経済成長の安定条件としての積極的役割から程遠いものでやはり貧困者と考えざるをえないのである。

これに対する対策としても、単なる肉体的な生存の最低限度の保障や、各種貧困要因の個別的な除去のみならず、所得分布の形そのものの是正、消費者の賢明な判断と行動を促進するとともにこれを阻害している諸要因を排除するといった、広く全消費者を対象とする活動が必要となってくる。

カトウナは、貧困者は必需的支出のくりかえしが多いために行動が習慣的となるが、余裕のある者は、耐久財のように、購入にあたって熟慮し、また、家族の間で討論のかわされるような支出をしばしばおこなうために、本当の意味での決定を下す場合が多くなると説いている。筆者も昭和三三――三四年のFIESを再集計した結果、所得分布の下層に、あきらかにそれ以上の層よりは収支ともに月々の変動割合いの小さい家計群のあることを検出した。とくに大都市では、所得はある程度変動するにもかかわらず、支出は所得の低いものほどかえって一定化する傾向をしめす。この上下の家計群の分かれる境界は、六か月平均の実収入で約二四、〇〇〇円の階層にあり、地域による格差はあまり認められない。(東京について所得の変動にかかわらず支出の一定化するのは二〇、〇〇〇円階層以下、平均消費支出が一七、〇〇〇円となることは他の機会に発表した)

このような、低所得部において生活の弾力性がうしなわれているような階層が、経済成長の安定条件としての積極的役割から程遠いものであることはいうまでもあるまい。また、これ以上の家計群においても、それが直ちにカトウナの画いたような『強力な消費者』としての資格をそなえるものであるかどうかについては、多くの疑問がのこされている。倍増計画もほぼ一年を経過した今日、その前途はさまざまの観点から再検討を加えられるべき時にあるのではないだろうか。

―慶応義塾大学教授―

＊アメリカの家庭生活ではどのくらい電気器具が使われているか

アメリカ労働省統計調査部発行の資料による と、一九五九年調査によるアメリカの家庭の電気器具の利用状況はおよそ次のとおりである。

何といっても一番多く利用されているのは冷蔵庫で全世帯の九七・七%で第一位を占め、第二位はラジオ(九六・三%)、次いで電気洗濯機九〇・九%)、アイロン(八九・一%)、テレビ(八九%)トースター(七九・九%)、時計(七六・四%)、真空掃除機(七〇・九%)、かみそり(六二・八%)、蓄音機(五六・七%)、蒸気アイロン(五二・六%)、ミキサー(五〇%)、レインジ(天火のついたかまど)(三四%)等で、日常生活に利用されているその種類は三〇余種にのぼっている。

なお、テレビをもつ世帯の率は、大都市地域では九一%で、郊外地区では八〇%、農村地区では七三%となっている。

労働者家族の問題をどう考えたらよいか

仁木茂隆

無事息災に暮らして行くことは、特に働く者の念願であります。出あいがしらの挨拶や手紙の書き出し、結びには必ず相手の人の健康を喜び、また健在を願う言葉であることをみてもよくわかります。働く者にとって身体の健康は生活の資本であるからであります。

最近の産業災害をみますと、昭和三十五年度のごときは死傷発生件数七十九万件、経済損失実に一、八七〇億円にも及んでおり、不具者となる人々（身体障害者）もきわめて多く、その数約八万人と言われております。また、職業病にかかって廃人同様になる人もかなり多いのであります。交通事故も毎年著しい増加を続け、昨年度には四四九、九一七件に達し、内一二、〇五五人の尊い人命をうばい、二八九、一五六人の負傷者を出しています。つまり一か年間に大体岐阜市や金沢市の人口に相当するほどの死傷者を出していることになり、これは誠に遺憾なことであります。その外、病にかかり倒れる人々の数は産業災害発生件数の数倍にも及んでいるのであります。

我が国の文化や産業がこれら働く人々の犠牲によって維持されているとすれば、これ程矛盾した話はないと思います。

一日二十四時間の内八時間は食事と自由時間、八時間は労働、八時間は睡眠時間と取れば、合理的時間割と言われていますが、実際には昨今の労働時間を見ますと、十二時間労働で、おまけに休日出動をやる場合が多いのが現状で、週五日制や一週四十時間制などは縁遠い海のかなたの話にすぎません。

昔は二宮尊徳式の勤倹力行こそ最高の美徳とせられ、職業を天職と考え、趣味と思ってやり、近頃のレジャーを楽しむなどということは一種の罪悪とみなされていましたが、すべてが技術革新時代、オートメ時代の現代は、むしろ機械につかわれるかたちになってきていますので、寸時も油断していては機械にはさまれ、まきこまれて重傷を負うようなことになりやすく、かつ単調の継続、精神過労の結果、ノイローゼにかかることも多くなっております。

月給倍論も結構ですが、二倍にならぬ先に諸物価がどんどん値上がりしてアンバランスの現状では生活の負担もかさむばかりであります。私の知り合いの人で主人四十歳、奥さん三十七歳、長男中学一年、長女小学五年の四人暮らしの家族がありますが、主人の給料のみでは子供の養育費にもことかく始末で、奥さんも働き、二人の収入を合わせて三万円程になりますので、これで生計をまかなっています。毎日子供二人がるす番をしており、休日などは休息どころか、洗濯に裁縫にと朝から昼まで一週間分の家事のかたづけに懸命です。このような階層が全国的にみてかなり多いのではないかと思います。六畳・四畳半・二畳板間の家で権利金十万円、家賃五千円或いは七千円とのこと、また会社で退職金引当に資金の融資を受け、家をたてると、毎月六、七千円ずつ差引かれるので、それだけ生活費を切りつめてやって行かねばなりません。こういうことになるのは、我が国の経済力が弱く、外国に比し賃金が低いからだと思います。

事業主がもっと積極的に労働者のために手を打つべきだとの考えもできますが、すべてがすべて、そのような実力を持った企業体ではあ

りません。我が国では一〇〇人未満の中小企業が全企業数の九八%をしめ、その労働者数は全体の六〇%にも及んでおりますので、国がこれら中小企業に働く人々の福利厚生について、もっと積極的に施策を講じてもらいたいものです。政府が厚生年金・失業保険・労災保険等、働く者や企業体から毎月徴集している額は実に莫大な額に及んでおり、その積立金、余剰金から低利融資して、重点的に働く者のため、特に格差のはなはだしい中小企業に働く人々のために、積極的に有効に投資してもらいたいものです。政治のまずさや施策の欠陥がみな家庭にしわよせされるのでは困ります、家族の健康の阻害や子供達の不良化の原因もその責任なしとは申せません。悪循環もはなはだしいと言うべきです。

阪神地区では市営府営住宅の申込みを四十回やって今だにくじが当らぬ人もいる現状です。最近大学出の三十歳の社員が結婚したが住宅がなく、四畳半一間の間借をして間代四千円、荷物を入れると二畳で生活しているときききました が、この頃の酷暑では、さぞかしと想像されます。高原景気とやらの風が吹いている昨今、その裏には矛盾だらけの世相があるということを知らねばなりません。為政者は十二分に世相を理解し、良い政治をやってもらいたいものです。総花的でなく重点的に投資して地ならしの手を加えてもらわねば、文化国家と聞いてあきれるのが現状です。

次に希望したいことは、家庭の主婦の方々がもっと常識を養って、我が家を真にいこいの場、労働再生産の場として健康な明るい家庭経営をしてもらいたいことです。裁縫も全部外注、料理にいたっては マンネリ、工夫研究が足らず家計のやりくりがへたでは処置なしです。家庭をよくするにはまず主婦が良くならねばなりません。家庭から生まれるのであります。社会構成の単位は個人であり、家庭であります。社会をよくするには各家庭がまず良くならねばなりません。家庭をよくするにはまず主婦が良くならねばなりません。こういった面にもっと力を入れるべきであるに拘らず、政治家はただ選挙民に対するうわべの点数かせぎ的総花的施策に力を入れ、声の大きい者のみが利得し、真に必要且つ緊急を要するところに手が打たれていません。スイス・オランダ・デンマーク・スエーデンなどでは、我々が理想とするような社会生活が現にいとなまれていて、種々学ぶべきものがあります。

日本の全人口の半数を占める婦人は、我が国の政治を良くすることのできる力を持っているのでありますから、婦人団体を中心に結集して、日本の社会を良くするために大いに進出し、推進して頂きたいものです。婦人のレベルアップ運動のために政府も思い切って予算を取り、各地区でもっと婦人教養学級を設けて啓発の指導、性生活の指導、育児問題・衛生管理のにのりだして頂きたいものです。また、一方良い明るい家庭作りの指針、啓発の指導の栞などを配布して、働く人々の家族の教養向上の面にも力をそそいで頂きたいものです。我が国の労働人口三千万人と言われていますから、これらの仕事は大仕事とは思いますが、ぜひだれかがやらねばなりません。それには労働省が音頭を取って頂きたいものです。

（日立造船株式会社安全担当部長）

労働者家族福祉へのうごき

――主婦のための生活技術指導について――

働く者は、朝はさわやかに、平安な気分と健康状態で勤めに出ていきたいと思い、夕方には、一日中の心身の疲労を持ち帰って、灯のあたたかくともったわが家庭で、それをいやそうとします。

職場では、簡単な仕事、複雑な仕事、肉体労働、頭脳労働、それぞれに受け持つ仕事はちがいますが、共通していえることは、職場とはなかなか気骨の折れるところだということです。おまけに、通勤の往復にも、疲れや、気分をわるくするようなこともたくさんあります。朝は、最上の状態で家を出た労働者でも、夕方には、身体は疲れ果て、心はささくれ立っていることもあります。

労働者を主人公とする、ある小説で、彼が妻を語るくだりに〝おれは、疲れ果てて、いらいらして、鬼のような心を持って夕方家に帰って行く。しかし彼女は、そういうおれをいつのまにかときほぐしてしまい、安らかに落ちつかせてしまった〟という意味の一節があります。働く者としては身につまされる言葉です。働く者は、家庭に対して、いつもそうあってほしいと思い願っています。

しかし、家庭――それを管理する直接の責任者である妻の立場からいえば、疲れて帰るからといって、主人をねぎらうことだけでは主婦の責任は果たせません。衣食住の具体的な日々の仕事から、家計の心配、育児、教育、子どもや老人との人間関係、近所づきあい、〝家庭〟を営むすべての動きが主婦にかかっています。そして、それは当然、またまた主人の問題としても、主婦を通じて、労働者である主人に伝わっていきます。

こうして、職場での心身の疲労や、労働者自身の病気や事故、時として二日酔や、あそび過ぎ以外に、労働者の心身の疲労を一層重くするものが、その家庭生活の運び如何にあって、労働者の職場生活、仕事に大きく響きます。

労働者の家庭生活が、うまく運ばないという原因には、主婦自身が適格な、豊かな生活技術を身につけていない、というような場合もあり、また、より一層大きな社会的なところに問題があって、労働者家庭もその影響を受けているという場合もあります。前者は、衣食住の知識や技術等が低くて、家族を満足させない主婦の類であり、後者は、子どもの教育費が過重だとか、衛生面で、あるいは文化面での生活環境が非常にわるいとか、その他、家庭以外に原因のある場合です。

このような、労働者の労働力の源である家庭の、その内外にある問題を取り上げ、労働者の家庭生活が明るく営なまれるように、指導、援助するとともに、労働者及びその主婦が自主的に生活をとととのえ、労働者が、いつも心身ともに安定し充実して、仕事につけるようにする。そして、そのことが企業の生産力の向上にも及んでいく。労働者が労働者家族の福祉を進めるための運動を始めたのは、こんな考えから出発しています。

労働省では、その一つの施策として、昭和三十三年から、労働者主婦のための生活技術指導ところも全国的に増加しつつありますので、その分布状況等をあげてみましょう。

使協力して、家族福祉のための活動をしている

（北海道）日本ビール外一七企業
（青　森）和田寛食料工業外三企業
（岩　手）松尾鉱業外二企業
（宮　城）東北金属外二企業
（秋　田）秋田木材外三企業
（福　島）福島製作所外三企業
（茨　城）日立製作所外三企業
（栃　木）帝国繊維外三企業
（群　馬）白石工業外一企業
（埼　玉）大阪窯業外一企業
（千　葉）東京電力外四企業

（東京）東都製鋼外二五企業
（神奈川）三菱新日本重工外一八企業
（新潟）日本紡績外五企業
（石川）金沢鉄道管理局外一企業
（富山）三菱アセテート外五企業
（長野）昭和電工外一企業
（岐阜）岐阜紡績外三企業
（静岡）本州製紙外六企業
（愛知）大同毛織外一〇企業
（三重）宝酒造外二企業
（滋賀）敷島帆布外二企業
（大阪）久保田鉄工外一七企業
（兵庫）小泉製麻外七企業
（奈良）広橋織物外一企業
（和歌山）住友金属外一企業
（鳥取）中国電力外一企業
（島根）オーエム紡機
（岡山）三井造船外三企業
（広島）三菱造船外四企業
（山口）桜山炭鉱外四企業
（徳島）東亜合成外一企業
（香川）常磐産業外一企業
（愛媛）井関農機外二企業
（高知）日本セメント外一企業
（福岡）麻生産業外九企業
（佐賀）高倉鉱業外一企業
（長崎）日鉄鉱業外二企業
（熊本）日華ゴム外二企業
（大分）住友化学外四企業
（宮崎）宮崎交通外三企業
（鹿児島）九州電気外一企業

これらの企業の中には、分散している工場や同系統事業場においても実施しているところが多く、工場数から見ると実施事業場数は、はるかに多くなります。

なお、県別には入れてありませんが、国鉄・日本電信電話公社・日本通運などは、地方局や支店において全国的に実施しています。

活動の状態を、いちいちのべる余ゆうがありませんが、労働省の労働者家庭生活技術指導を受けているところもあり、また、新生活運動として実施しているところも多くあります。現在のところ、大企業に片寄っているのはやむを得ませんが、いわゆる大企業以外でも、関心を持ち始めているところが出てきているのは、企業における厚生福利の事業が、労働者個人を対象とするところから、大きくひろがっていく傾向をもの語っています。

また、大企業の下請工場の集合体である、いわゆる『協力会』組織が親工場のこの種の活動に参加する動きもあり、このような形態で中小企業における労働者家族福祉が発展していくことも予想されます。

活動は、トヨダ自動車の『明るい暮らしの運動』麻生産業の『幸福なくらしの運動』などのように名付けて実施しているところも、そうでないところもありますが、共通しているのは、労使、労働者主婦が同列で協力し合い運営していることと、労働者主婦を対象として、衣食住等の技術の指導、子どもの育児と教育、家計指導、生活慣習の改善、家族計画、また、これらに関しての相談業務等を中心として行なっていることです。

しかし、『夫の健康を守るための安眠運動』『家事労働時間割の仕方』また、病気等で家事ができない場合に、主婦がお互いに助け合う体制をつくったり、あるいは主婦文庫を設けて図書の貸し出しをやるなど、それぞれの実情に沿った特色ある企画も計画し実施しています。対象の主婦の数によっては、グループ別に実施されているところもあり、自力で資料を作り配布しているところも見られます。

ただ単に、料理を覚え、育児の仕方を学ぶ、ということではなく、一家の主人の健全な労働力を生み出し、それによって、賢明な家庭管理のもとに、安定した明るい家庭を築くという目標が、企業の生産力とも直結するものであるだけに、労使、主婦共に、希望と熱をもってこの活動を育てているようです。

企業規模の大小はあっても、それぞれの企業において、先ず労使が、この問題を取り上げ、それぞれの能力において、小規模の活動からでも始められることが期待されます。

× × × × ×

労働者家族福祉運動実施要領

一、趣　旨

労働者家族の福祉を増進することは、労働福祉の見地からも、また、日本経済の成長、発展のうえからも重要な意義を持つものであるところから、事業主、労働者、並びにその主婦、及び関係諸機関、団体等の労働者家族福祉についての関心と理解を喚起し、その目的のための活動が自主的かつ積極的に進められるようにすすめるために、本運動を全国的に行なう。

二、期　間　昭和三六年一〇月一〇日～一九日までの十日間

三、重　点

①　事業場、労働組合、労働者主婦、その他、関係諸機関、団体等が労働者家族問題の重要性を十分に認識し、労働者家族福祉増進のために必要な活動を行なうよう促す。

②　昭和三七年度より実施する「勤労者家庭の消費生活向上五カ年計画」について、周知をはかるとともに、事業場、労働組合、労働者主婦及び関係諸機関、団体等がこの計画に対し、協力するよう依頼する。

③　勤労者家庭の消費生活向上に関する啓発活動を行なう。

④　ホームヘルプ制度の周知をはかる。

四、実施事項

（本省の行なうこと）

①「勤労者家庭消費生活会議」

②　労働者家族福祉に関する連絡懇談会

（婦人少年室の行なうこと）

①　労働者家族福祉に関する連絡懇談会

テーマ

㈠「勤労者家庭の消費生活向上五カ年計画」の実施について

㈡主婦の生活技術指導計画について

㈢ホームヘルプ制度について

②　主婦のための消費生活セミナー

③　報道機関、その他の各種報道機材による啓発

（事業場、労働組合、労働者主婦及び関係機関、団体等の自主的活動を促すもの）

①　消費生活の向上に関する会合、調査等

②　主婦の家庭生活技術向上のための会合等

③　主婦のためのレクリエーション

④　その他

五、資　料

①「勤労者家庭の消費生活向上五カ年計画」解説

②　労働者家族の消費生活に関する統計

③「婦人と年少者」九号

④　婦人関係資料シリーズ一般資料第四八号

「労働者家族の現状」

×××伸びるホームヘルプ制度　×××××××

労働者家族福祉行政の一つとして進めている、事業内ホームヘルプ制度は、昨年度東京近郊と関西地方で推進を行なった結果、左記の三一事業場（関東地区一九、関西地区一二）が制度を実施しましたが、東京で二回、大阪で一回行なったホームヘルパー養成講習の修了者が、ホームヘルパーとして、それぞれの事業場に雇用されて働いています。また、このほかに、制度の実施について積極的な動きを示している事業場が多数あり、問い合わせ、相談が非常に増加しています。

今後は推進の進捗状況にかんがみ、東京・大阪はじめ全国数都道府県でホームヘルパー養成講習を実施し、婦人少年室が積極的な普及推進活動を行なう予定です。なお、七月四日付をもって、労働省婦人少年局長・労働基準局長・職業安定局長の三者連名で、事業内ホームヘルプ制度指導方針を明らかにし、事業場に対する指導を、各局出先機関が緊密に連絡して行なう趣旨の通達が出されました。

（数字は実施開始年月日）

――関東地区――

石川島播磨重工業（東京）35・1・4
東都製鋼東京製鋼所（東京）35・8・1
東都鉄機（東京）35・8・1
本田技研工業埼玉製作所（埼玉）35・8・5
会田鉄工所（東京）35・8・10
富士電機製造川崎工場（神奈川）35・8・16
日本電気時計（東京）35・9・1
日立製作所亀有工場（東京）35・9・1
キャノンカメラ（東京）35・11・21
埼玉銀行（埼玉）35・12・1
日本長期信用銀行（東京）35・12・7
国際電信電話公社（東京）36・1・10
三和銀行東京総務部（東京）36・3・3
帝国石油（東京）36・4・1
千代田生命保険相互会社（東京）36・4・1
朝日生命保険相互会社（東京）36・4・1
石川島芝浦タービン鶴見工場（神奈川）36・4・1
東京瓦斯（東京）36・5・1
東洋レーヨン（東京）36・6・1

――関西地区――

塩野義製薬（大阪）36・4・5
国際電信電話大阪支店（大阪）36・4・7
三和銀行（大阪）36・4・10
片山鉄工所（大阪）36・4・10
平野鉄工所（大阪）36・4・13
幸福相互銀行（大阪）36・4・17
東洋レーヨン大阪事務所（大阪）36・4・18
ヤンマーディーゼル（大阪）36・4・30
関西電力（大阪）36・4・30
福徳相互銀行（大阪）36・4・30
神戸銀行（兵庫）36・4・30
神戸製鋼所（兵庫）36・4・30

×　×　×

—時計店のショーウインドー（スイス，チューリッヒ）—

ヨーロッパの消費生活

楠田洋

1 はしがき

ことしの五月末から六月の下旬まで約一か月に亘って、英・仏・蘭・独・瑞西・伊と六か国をまわって各国の消費者教育の現状を視察してきました。以下は、その間に見たヨーロッパの消費生活見たままの素描です。

2 レジャーを楽しむ

アメリカは、いまレジャーの時代、ヨーロッパは耐久消費財の時代とよく云われていますが、ヨーロッパの中でも先進国の英、仏や北欧のスエーデン、デンマークはすでに耐久消費財の時代を過ぎて、次のレジャーの時代に進みつつあるようです。といっても、これらの国で家庭電気器具の普及が完全に行き渡っているわけではもちろんありません。しかし、少なくとも都市では、それらの購買が一巡して、家庭電気器具の売れ行きが一頃に比べると大分鈍化していることは事実です。

それと、もう一つには、土曜・日曜が完全に休みで、一週四十時間労働が確立し、家庭婦人の家事労働時間も、一日平均六時間くらいに短縮されて余暇が増えてきたため、レジャーを楽しむことに生活の方向が切り換えられてきたのです。

政府もまた、国民がレジャーを楽しめるように、その施設の充実に相当力を入れています。例えば公園や道路やホテルの素晴らしさは、日本ではちょっと想像がつかぬくらいです。私が最初に訪れたロンドンには、市中いたるところに公園があり、有名なハイドパークやリージェントパークはでは、その四倍もあるリッチモンド公園となると、公園というよりはむしろ手入れの行きとどいた大原野というにふさわしいくらい広大なものです。私の泊まっていた北部のユーストンも、ホテルの両隣りはうっそうと茂った緑の樹蔭で、老人が一日中ベンチに座って、鳩とたわむれているのをよく見かけました。そして週末には、家族ぐるみ車に乗って郊外の公園にドライブ。新鮮な空気と太陽をいっぱいに浴びて休日を楽しむーこれがロンドン市民の生活になっているようです。

乗用車といえば、私がローマを訪れたとき、イタリヤ全国消費者同盟のドナ事務局長が夜、コルソ大通りのレストランで歓迎会を開いてくれましたが、同席のローマ大学教授や放送局員・通訳等、出席者六名が全員自分の車を運転しているのには、びっくりしました。イタリヤは経済的には中進国で、国民所得もわが国以下で、ヨーロッパでは、貧乏国に属するのですが、車だけは、殆んど持っています。

3 買いものの時間

イタリヤ等一部の国を除いてヨーロッパ各国では、夕方六時になると、店という店は全部閉まってしまいます。マンチェスターで六時三分前に洋品店に入ったら、店員が腕時計を見て、もう閉店時間だから、といって追い出されました。ちょうど日本のデパートが、六時か六時半

になると一斉に閉店するのと全く同じで、全部の店が一せいに閉めるのです。だから、動め人は、五時の退社時間後一時間のうちに買いものをするわけですが、その代り昼の時間が大ていニ時間ぐらい休みがあり、その間に買いものを済ましているようです。

六時閉店後の町は、ショーウィンドウの町です。ショーウィンドウは、日本の店のそれよりも一般に大きくて、商品が豊富に飾ってあり、その一つ一つに、値段表がハッキリと大きな字でついています。したがって、市民は、夕食後の散歩がてら、このショーウィンドウを覗いて品定めや値段比べをやり、果ては買いものの計画を立てて、翌日それを買うという工合に、シヨーウィンドウが買いものに大きな役割りを果たしています。

この値段明示については、フランス全国消費者同盟の活動が相当物を云っています。一九五五年にこの同盟は、消費者に呼びかけて、値段の明示してない商品は一切買わない、という運動を展開しました。これは効果てきめんで、一週間後には、パリ中の店が全部値段表をハッキリつけるようになりました。

変わっているのはイタリヤで、暑いローマでは、午後一時には、一斉に店が大戸を降ろして昼休み。午後四時に再開して七時半まで営業といった時間割りです。したがって、夜はおそくまで市民は涼を求めて街頭をさまよい、一時過ぎても大通りの人数は少しも減りません。

4 滲透する消費者教育

ヨーロッパ各国の消費者教育は非常にすすんでいます。とくにイギリスでは、英国消費者協会と、消費者諮問委員会の二つの団体が商品テストをして、その結果を消費者に知らせて啓蒙に乗り出し、苦情相談所を常設して、消費者からの声を受付けています。英国消費者協会の出しているホイッチというパンフレットは、創刊後僅か三年半ですでに毎号二十六万部も売れており、今もなお毎月三千人の婦人が、入会申込みをしているという盛況です。

消費者諮問委員会の苦情相談所は、ロンドンの中心部のオーチャードストリートにあり、私が訪れたときは、ちょうど中年の婦人が建築床材のタイルについて苦情を訴えていました。苦情受付主任のフランクリン女史は、「さっそくテストした上で、もし訴えが事実ならメーカーに厳重に警告する」といっていました。

この消費者教育機関は、各国にあって、オランダにはオランダ消費者同盟（会長シャデー・ハートレー女史）とオランダ家政協議会（会長ボス夫人）、ドイツには、ドイツ消費者同盟（会長ヘルガ・メルケル女史）があり、スイスにはスイス家政研究所（所長フォン・ブルグ女史）フランスには全国消費者同盟（会長アンドレ・ロミュ氏）イタリヤにはイタリヤ全国消費者同盟（会長ドナ氏）がそれぞれあって活潑な教育活動を展開しています。

中でも、スイスのチューリッヒにあるスイス家政研究所（略称SIH）は、立派な商品テスト施設を完備しており、テスト機関としては、まずモデルケースといえましょう。私は、そこのベッチャート嬢の案内で、八つの商品試験室を全部見せてもらいましたが、ちょうど電気洗たく機部では、ドイツとスイス型の電気洗たく機を十台並べて、洗たくの効能テストの最中でした。

レンジや冷蔵庫を設備した台所器具部では、モデルキッチンの実験が行なわれていたし、その他、食品部、繊維製品部、建築材料部等があって、十八名の婦人専門家が、それぞれ忙しそうに働いていました。

そして、これらの消費者機関は、いま一つの国際組織に結ばれています。昨年四月に、オランダのハーグに生まれたIOCU（国際消費者機構）がこれです。現在、十四か国、十六団体がこれに加盟して、相互に情報の交換を行ない、将来は世界中を統一した商品テストを行なおうと話し合っています。明年六月には、ベルギーのブラッセルで、その第二回目の国際会議が開かれますが、こんどは日本の代表も参加することになっています。

世界の消費者は、いまや、アメリカも、ヨーロッパも、アジヤも一つに手を結ぼうとしています。賢こい消費者—それは国境と人種をこえて広く深いつながりを持ちはじめることでしょう。

——日本消費者協会事務局次長——

炭鉱の家庭生活と移住の問題点

——三井・三池の炭鉱離職者の移住をお世話して——

楽谷すみ子

＊離職まえの生活とその背景

ほとんどが親代々、その土地に生き、生活の基盤は炭坑のみという人達が、石炭産業の不況から離職者となった。

しかもどの炭鉱地帯をみても、地元産業は他に目ぼしいものがなく、就職即、移住という、くらいみとおしの再出発である。だから離職者達にとっては、知らない土地への移住は、私共の想像以上に身を切られるようなつらさがあるにちがいない。

炭坑に働く人達は、概ね早婚で子沢山。二十五歳くらいで子供二人はざらである。これは周囲に娯楽的なものはなく「家」を中心にたのしみをもとめようとするためであろう。それと、坑内に働く人達は危険手当も含めて収入が高い。十分生活してゆけることにも起因している。

ともかく家庭をだいじにするし、愛妻家が多い。家庭でいざこざがあると、その日は必ず坑内で事故をおこすという迷信的な考え方が、しみこんでいるためもある。

九州地域は男尊女卑の気風が未だに根づよく浸透しているが、炭坑夫の家庭にはそれがみられない。その点、都市なみである。

炭坑夫の妻は、夫や子供を職場や学校に送りだしたあとは、いわゆるレジャーマダム族となる。ごちそうを作って、よんだりよばれたり。だから、食料の買出しもごっそり、はでである。

都市をのぞく九州の主婦は、大てい菜園を作り、自給自足をするならわしとなっている。妻の座も最低にひくい。次男の嫁ともなると女中以下の扱いである。風呂はしまい風呂、食事はのこりものを家族全部のお給仕のあいまにかきこみ、洗濯たらいは〝下だらい〟しか使えないと、いう差別待遇ぶりである。当然、高校卒の娘さんのあこがれは、だとえ中卒の炭坑夫であっても、炭坑住宅に住むことのできる、つまり「炭住の奥さん」ということになる。

教育程度のアンバランスは、家庭内でも主婦にその主導権をにぎられ、家計の切りもりや交際、子供の教育等はすべて主婦の責任で、夫は家庭から職場への直線コースのなかで、一般の社会からは隔離された状態に置かれてしまいがちである。

単身赴任後の離職者が、夜ふとんをかぶって泣くのも、一概に中卒なみのホームシックで女々しいと、片づけられないものがあるように思う。

「炭住の奥さん」の座への魅力はまだある。高収入に加えて、福利厚生施設に恵まれている。鉄道の官舎のように、同じ構えの二戸、三戸続きの長屋式だが、無料の社宅が貸与される。燃料は豊富で殆ど無料に近い。共同風呂は年間一人一円で、常時入浴できるようにたえずこんこんと湧いている、といったぐあいである。そこでもっぱら家計費の使途は、被服・食費・家庭電化施設費等にあてられる。

そういう生活が一朝にして崩れさったわけである。比較的若い人達は思い切りよく山を離れて移住した。テレビ・電気冷蔵庫をはじめ、カマドの灰までもちこんで、都市の簡易生活の中で、荷物に埋もれてひめいをあげているケースも少なくない。

「もう二度とあんな生活はできないし、買えないだろうから」という考えで、たんす二さおで一畳千円のわりのアパート代を払うハメになっても、手足をちぢめてじっと耐えているという、涙ぐましさだ。

受入地の都市は人手不足だが、中・高年齢層の離職者は現地にまだ沢山残っている。住宅、子供の教育、その年齢層の職場の狭さが原因である。そのほかに、移住を阻んでいるものに、生活の主導権を握っている主婦のそれらを中心とした、あるいはひろげていた生活をちじめることへの漠然とした不安がある。

＊離職者たちの不安を話し合って

炭鉱離職者臨時措置法が制定されてから、一年半あまり。

離職者のあっ旋は国の重要な施策のひとつであり、第一線機関の安定所も鋭意努力を傾けているが、他の炭鉱に比較して大手の三井、三池の離職者の就職は、努力のわりにその

成果が上がらない。それは前掲のように恵まれた生活環境にあったこと、生活の主導権を主婦が握っていたため、離職者自身ヤマを下りれば「かっぱの陸上がり」状態になることは火を見るよりあきらかで、二の足をふみ、その主導権を握る主婦もまた移住後の生活のあらゆる面にたいして、不安が強く、決心がつかないことが原因として考えられる。

そこで、主としてその主婦の不安をとりのぞいて、移住促進を図ろうという目的で、五月三十日から四日間、大牟田荒尾の周辺の炭坑住宅の中をぐるぐるまわって、計七回、生活指導懇談会をひらいたわけである。主催者は労働省と炭鉱離職者援護会。東京と、大阪から職員と、就職した妻の代表が各一名ずつ参加した。

その折の各会場の質問の共通点は、予想していたとおりのものである。

1　都市の住宅事情について（家賃・敷金・権利金・通勤時間と交通費等）

2　中・高年齢層及び、家族構成の多いものにたいする就職のみとおしとその現状

3　共稼ぎの場合の主婦の職場と受入状況。内職について。職種・工賃等。

4　子弟の転入学の手続。教育費（PTA会費・給食費・月謝等）

5　託児所・保育園の施設と費用。

「もっと早く、こういう話を聞きたかった」という離職者の主婦の切実な声も再三耳にした。

そこで痛感したことは、今回のこころみが決して無駄でなかったことである。それは、共通した質問でも、その他の質問でもすべてその前提が生活の行動範囲から、職業の知識や、他の土地への知識が殆どないための不安で統一されていたからである。

離職者で移住した好事例の主婦代表の、元気な姿や体験談は、携行したスライドや録音と同様に、いやそれ以上に移住にたいする勇気づけや不安を解消して自信をたかめることに役立つに相違ない。

「ヤマに残った離職者の皆さん。離職者は離職者なんですよ。失業保険金はいつかは切れてしまいます。依存心をすてて、一刻も早く再出発をするべきです。ただし、上っ調査じゃだめですよ。勇気をもって努力すれば、道は必ずひらけます」と録音テープからかつての同僚の声が流れる。スライドでは、元気な再出発者の生活記録がうつしだされる。真剣な表情で、それに耳を傾けたり見入っていた離職者たち。

ある会場では、出たもの・残ったもの同志手を取り合って涙ぐみ、感激的な一コマもあった。私たちあっ旋する立場から、もっともつらかった質問は何といっても「中・高年齢層と、家族構成の多い離職者の就職のみとおしと現状」であった。あつまった離職者たちは、ほとんどといっていい程、その範疇に入る年齢層である。

現在の離職者を対象とした求人傾向をみると、せいぜい三十五歳どまり、たとえ四十五歳までに求人条件を緩和したところで、受入都市の悪い住宅事情に問題がある。

求人者側の理解にも好意にも、かぎりがある。都では、求人要件として住宅の確保を重視しているが、求人者側の住宅の確保は、せいぜい一間がやっとである。幼児なら六畳一間で夫婦と子供二人が、その限度であろう。子供の多い、家族構成の多いものは、いきおい敬遠されてしまいがちだ。

この住宅にたいする援助は、さらに全額求人側持ち、あるいは半額負担が都では通常となっている。このほか収入減にたいするカバーとして給料も他の一般の従業員よりもよい。ただしあくまでも求人あっての就職移住促進である。この現地に残った離職者の対策は、もはや安定機関の努力や、求人者側の理解援助のみでは解決できないむずかしい問題であろう。

*おわりに

離職者の就職後の実態調査をしたら、心配していた家計の収支は、黒字であった。もちろん、その対象には、共稼ぎのケースが多かったことにも起因しよう。

そのなかの「都市生活について」という項目をひろって、むすびにかえたい。

1　周囲・同僚間の人間関係はスムースにいっている（案外親切）

2　生活様式は炭坑住宅に比較すると簡易なので始めはまごついた（しかし炊事・掃除など家事労働の時間は短縮）荷物は出来るだけ整理して、必需品のみをもってくるべきだと思う。

3　言葉は、一か月位でなれた。

4　物価は、そう変らない。教育費はやや高い。

わが社の労務管理③

わが社からみた
今後の婦人の労務管理
——事務の機械化を中心として——

岩垂悦

1　新しい事務体系と婦人の役割

近年、技術革新の事務への影響として、わが国でも大抵の大企業では、事務の中へIBM、レミトンなどの電子計算機を導入して、計算機構を中心とした事務の合理的仕組替えが急速におし進められてきている。産業技術が革新といわれる程に高度に進み、経営の諸要素が複雑化し拡大されてきている現状において、従って労務管理上も当然一般事務の判断処理が必要だというようなことになると、当然の帰結として、事務の機械化が考えられるのである。

従って、機械化がずっと進んだ十年二十年先の未来図を想定すると、事務の仕組みは、セールス、事務工場そして極度に専門化した管理部門、この三つに分化するであろう。そのように、完全に事務体系が異質的なものに分化専門化された暁には、労務管理の問題もそれぞれ三部門に適応された異質型管理形態に移行するであろうが、過渡期の現在は、同質型管理形態をとらざるを得ないであろう。そこに、過渡的悩みがある。

当社でも機械化に踏み切ったのは七年前で、近くは、また新しい電子計算機を導入し、合理化の歩をさらに一歩前進せしめる計画でいる。卒直なところ、これら特殊部門は、一応独立した作業を営み、そこで働く従業員（女子パンチャー、機械オペレーター、プログラナーなど）は一般事務労働とは異なる準工場労働とみられ、従って労務管理上も当然一般事務労働とは切り離すべきものであろうかと考えるのであるが、実情は、なかなかそこまでいっていない。その原因はいろいろあろう。一口にいってしまえば、機械化の未完結ということであろうが、根本的には、管理の意識水準自体の問題であろう。即ち、機械化部門と、分化の進んでいない一般事務部門とが、物理的にも機能的にも未だ同一平面で連続して意識されているために、このような新しい特殊労働に対する管理意識が切実なものになってきていないということであろう。

2　機械化に適応した労務管理が必要

たまたま当社では、昨年来、女子パンチャーに類似けんしょう炎なる疾病が多発したが、その対策を契機として、婦人特にこの職種に働く婦人の労務管理を真剣に問題にするようになった。同業・他産業の同種の体験から、その原因については、一般的に労働密度と作業環境の問題と理解していた。しかし、当社の場合は労働条件はすぐれてよい方であり（パンチャーの実働は四時間四十五分で、残業も殆んどなく、作業環境も良好）このような環境で発生したことが極めて不思議であったので、労使とも、突込

5　生計費は切りつめれば、夫が一万五千円、妻が八千円（夫は日給四百五十円から五百円、他は残業で補い、妻は残業なし。いずれも一日二百円以下で十分カロリーがとれる。

6　気候・環境の変化は、健康に影響しない。

7　子供の転入学は簡単にできた。生むがやすし」というところである。つまり、移住後都市生活にもなじ

——飯田橋公共職業安定所紹介係——

んだ原因分析と今後の対策を検討中である。

原因については、医学界でも定説は出されていないが、一応表面上考えられるのは高度の作業密度が、不適性かというこで、当面対策としては、入職時の適性をより厳格にみること、治癒したものの配置転換などであるが、最も基底的要素として考えられることは、オフィスの中に事務の工場が物理的にも意識的にも平面的に存在していることであろう。つまり、従来の一般事務労働意識をもった婦人労働者が、事務の工場で働いていることからくる精神的不安定が、労務管理の弱点を突き破ったということであろう。

＊事務の機械化は婦人に昇進の機会を与える

このように、事務機械化に伴い、新たな専門職種が生まれてくるが、それらは、極く一部の専門技術を除いて、多くは単純機械作業であって、婦人労働に適している。他方従来の一般事務も合理化に伴い、漸次単純事務に標準化されつつあり、これまた婦人の職種に適している。こうした要素が、最近とみに、婦人の職場進出を容易ならしめている。当社でも過去五か年間に女子の全社員に占める比率は約二%も高くなっているし、金融大企業でみても矢張り同様な傾向が示されているようである。

かくて事務に従事する婦人労働の割合が相対的に増加してきたことは、また別の現象である、近年婦人労働の長期勤続の傾向と相まって、今後における婦人事務労働者の労務管理に相当大きな問題を投げかけてきていると思う。

2 今後の問題点

長期勤続の傾向（当社は過去五年間で約二年の延長）については、今でも全体的にみれば、婦人の事務は補助的で、しかも比較的短期間に新陳代謝が行なわれていることは事実で、まだ当分この状態は続くであろうが、長期的にみれば必ずしも楽観は許されないであろう。

仮に、採用時、百名の婦人社員の二分の一に当たる五十名が男子と同じく停年まで勤続することが推計的に明らかになったとしたら、質のよいものを採用して、短期間で辞めて貰うことの期待は半減するであろう。少なくとも、残った五十名に対する労務管理をどうするかの問題に悩まなければならないとか、もしくは、最初から男女別の停年制が設けられていたり、中には結婚したら辞めるとか、或るいはこれを奨励し、または社内結婚の場合夫婦のいずれか一方が辞めなければならないとか、もしくは婦人は結婚したらいわれなくても退職するといった自然法があって「うちの会社では心配いらない」流のまことに結構な会社もあるようだが、大概の近代企業では、少なくとも停年制に差別をつけるようなことはしていないようである。

＊婦人自身の自覚による裏付けが必要

近年、婦人労働は体力的にも質的にも著しく向上し、また労働意識も昔と比べると問題なく近代化してきているようで、例えば、同一労働同一賃金などの賃金原理の主張など堂々たるものがみられるが、それ自体には異論はない。ただ望まれるのは、その裏付けがあるかないかである。裏付けのない観念的掛声だけでは前進がない。職場における婦人が実質的に男子と対等の地位に立つためには、婦人が、婦人労働の特殊的保護的側面だけを強調するだけではだめで一方、自らが腰掛的意識から脱皮し、自らの能力・地位をエレベイトしていくだけの強い自覚と意識の上に立った地道な努力をすることだと思う。このような婦人の自覚があって始めて、労務管理の一環としての教育訓練が活かされ、配置・昇進・モラールの維持などの問題が真の意味をもって来るのである。

今日、婦人の労務管理は、確かにターニングポイントにきているが、これが解決の道は、実は、働く婦人の側と、管理する側との、双方からのアプローチに期待するほかないであろう。

（東京海上火災保険株式会社人事部）

ゆく産業

服を造る

三越縫製工場

西　清子

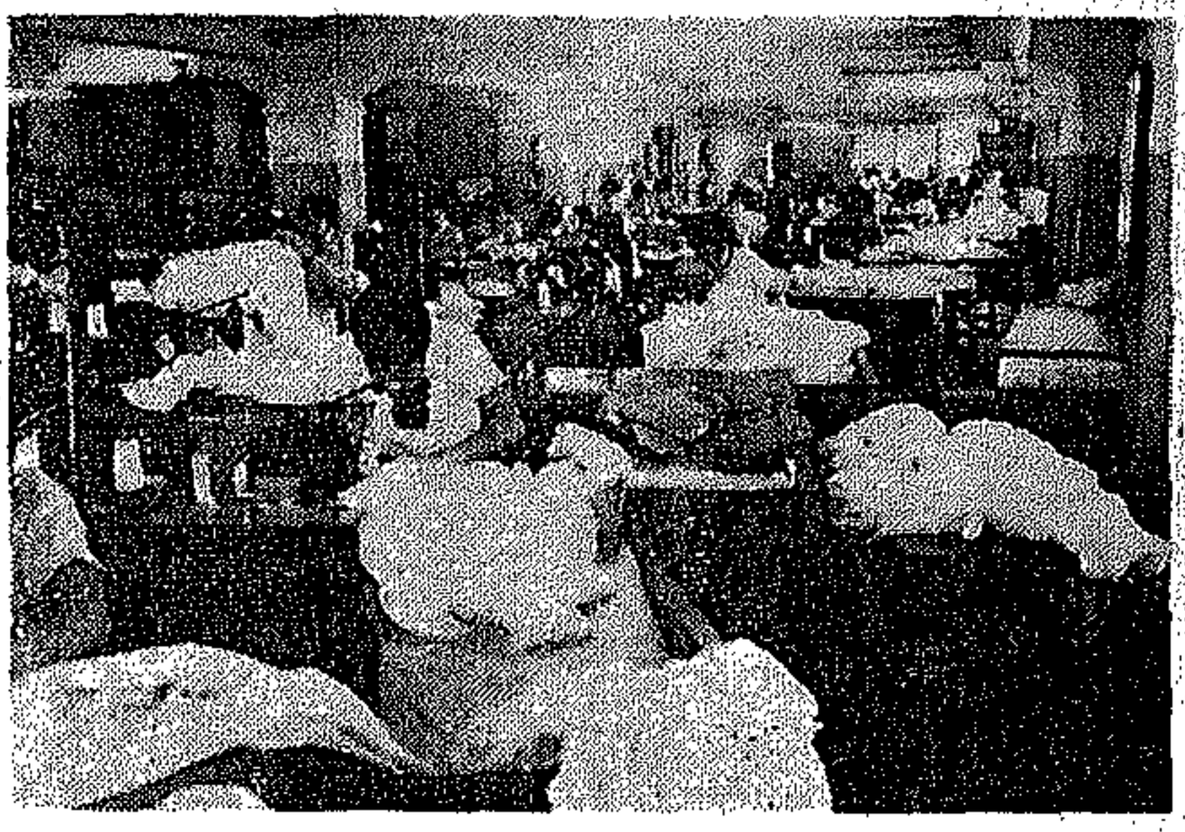

ワイシャツ工場ミシン縫い

もう十年ほども前のことになる。アメリカの働く女性の実情を視察にいったとき、何よりも目をまるくして感嘆したのは、既製服工場の、そのすさまじいオートメ化と、そこに働く女性の一所けんめいな作業の姿であったことが、いまでも忘れられない。その頃、まだ日本では既製服といっても、せいぜいが学生服くらいのもので、なかには、ブラさがりといって、値だんの安いズボンや上衣が、東京なら浅草や神田辺りの店さきに文字通りブラさがっていて、庶民もふところのさみしい人々の買物となっていた。ところがフト気がついてみると、このごろのデパートや一流の店さきには、レッキとした紳士背広が、既製品となって飾られている。それをきた、レッキとした紳士や青年たちが、何の不思議さもなく、手を通し足にはいてみて、満足げに買い求めていく。十年もたった日本ではや既製服時代が来たのだろうか。

そう思ってみると、特に若い男性たちの身だしなみのよくなったこと。しかし、それがすべては注文服とばかりはいえないとおもう。なぜなら服地代より高いといわれる仕立代をかけてまで、青年たちがおしゃれをするほど余裕があるとはおもわれないからである。そうとすれば、やはりこれは既製服時代のおかげということになるのだろうか。

ともあれ、洋服の売場に立てば、店員がサッと寄ってきて「幾サイズ？」ときく、あのアメリカのショッピング風景が日本にも、あたりまえのことになってきている。製品のオートメーション化と生活のインスタント化は、衣生活をも素通りするはずはないのである。

そこで、一日、この実態をみきわめるために東京品川区にある三越の縫製工場（三越縫製株式会社）をたずねてみた。ここは三越が戦前から注文をうけた紳士服を縫製していた作業場であったが、戦後の昭和二十三年頃に、本格的な既製服工場に切りかえたところ。四階建の新らしくはないが、シックリとした建物のなかは、紳士服の既製、イージーオーダー、それに注文の部にわかれ、ほかにワイシャツの既製と、いまはやりの、お仕立券つき注文とで、作業は手一ぱいにうごいていた。縫製工員が男子六〇人に対し女子一七〇人というのは、別に大した工場というのではなく、百貨店の所属工場というようなこともあり、こうした業種の日本的な小規模経営の理由にもよるのであろう。

まず紳士既製服は、幾十枚もおなじ服地をかさねての電気仕かけの裁断機、背ぬい合わせ、袖は袖、ボタンつけからポケットつけ、それにズボンの部分縫い、と型通りの分業が順次を追ってはこばれている。しかし、その作業はおもったほどには目まぐるしくなく、騒音も予期したほどのものではなかった。十年まえ、アメリカの工場での印象がそのまま、ここでは伝わらないのはどういうわけなのだろうか。

ジッと観察していると、なるほどと理解が持てた。それは何でもないことで、一口にいってもオートメ化といっても、ここでは、まだまだ手作業がずいぶんのこされているということであ

伸び

既製

った。アメリカの作業では、ほとんどが機械に委せ、手作業は無に近かったようにおぼえている。それだけに騒音もひどく、分業による流れ作業は息もつかせぬスピードで人々を機械が追いまくっていた。したがってその工程も幾百という複雑さであり、それだけの種類の機械が備えられているのであった。アメリカのこうした作業過程にくらべれば、ある意味では、日本の既製服は、はるかに良心的（？）という表現も、おもわず口をついて出てくるのであった。良心的とは、おかしないい方だけれども、手作業として残されている、まつりぐけやボタンつけなどは、やはり機械よりも、ていねいにおもわれるからである。

オートメ化が、アメリカのそれよりも幾分緩慢な理由は、何としても量産の問題であろう。アメリカのように、需要の大部分が既製品によっている国ともなれば、猛烈なオートメ化にようなければ、追いついてゆけないということである。しかし、それにしても、三越工場でみたこの機械化は、背広服上衣だけでミシン・アイロンをまぜて約四十五工程に分げられていた。これを全部一人の洋服職人さんが手作業でやっていたのが、昔の仕事である。量産と製品安の時代には とても間に合わない仕事ぶりである。日本とても日を追って安い衣生活に走る傾向をみせてきている。とすれば既製服の一層の量産は必然だし、したがってオートメ化の傾向も一段とつよまることだろう。

三越工場では、いま背広既製服を、九サイズにわけてつくっている。作業場のわきに出来あがった大中小、それぞれの紳士服は、なかなかしゃれた柄と生地で、早くも冬にそなえての製品のようであった。ちなみに、現在、日本では、既製服製造業者数は、全日本既製服製造工業組合連合会に加盟しているものが九四七軒、アウトサイダーが約二五〇軒となっている。これでみるかぎり、やはりこの業種の規模は中小企業を出ないということがわかる。こうしたなかでつくられている製品は、昭和二十七年で、背広上下（含三つ揃）八三三、七九二着、上着類（含ジャンパー）一、一六九、七八一着、オーバー類九九五、九四九着、ズボン二、七四六、三二五着、学生服四〇八、五八六着、レインコート二一〇、二六〇着、などとなっている。これが昭和三十四年では、背広上下が四、六一四、七九〇着、上着類四、三一九、三九一着、オーバー類二、五六二、一〇八着、ズボン七、四五八着、学生服四一四、四七三着、レインコート一九、三二〇、〇八六着となって飛躍的な増加である。

さて、このような製造業に働いている人々はどれほどになっているのだろうか、といえば、

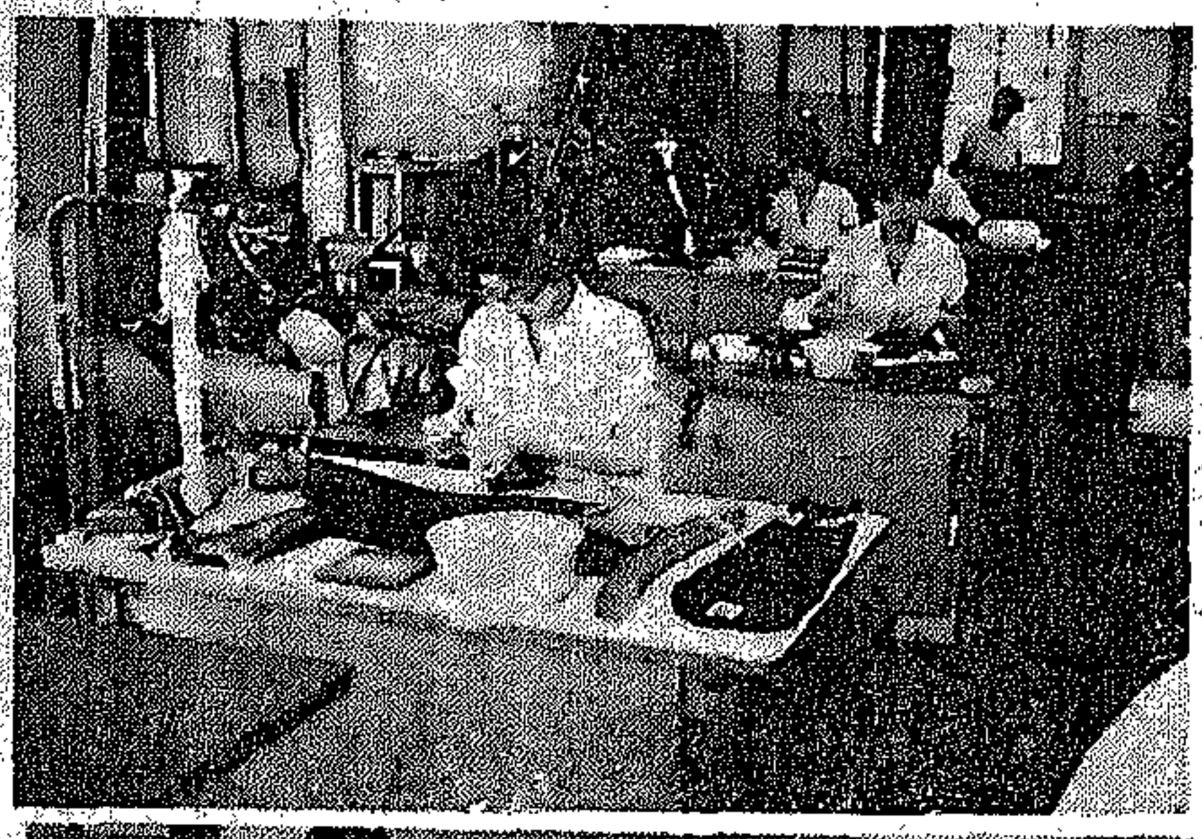

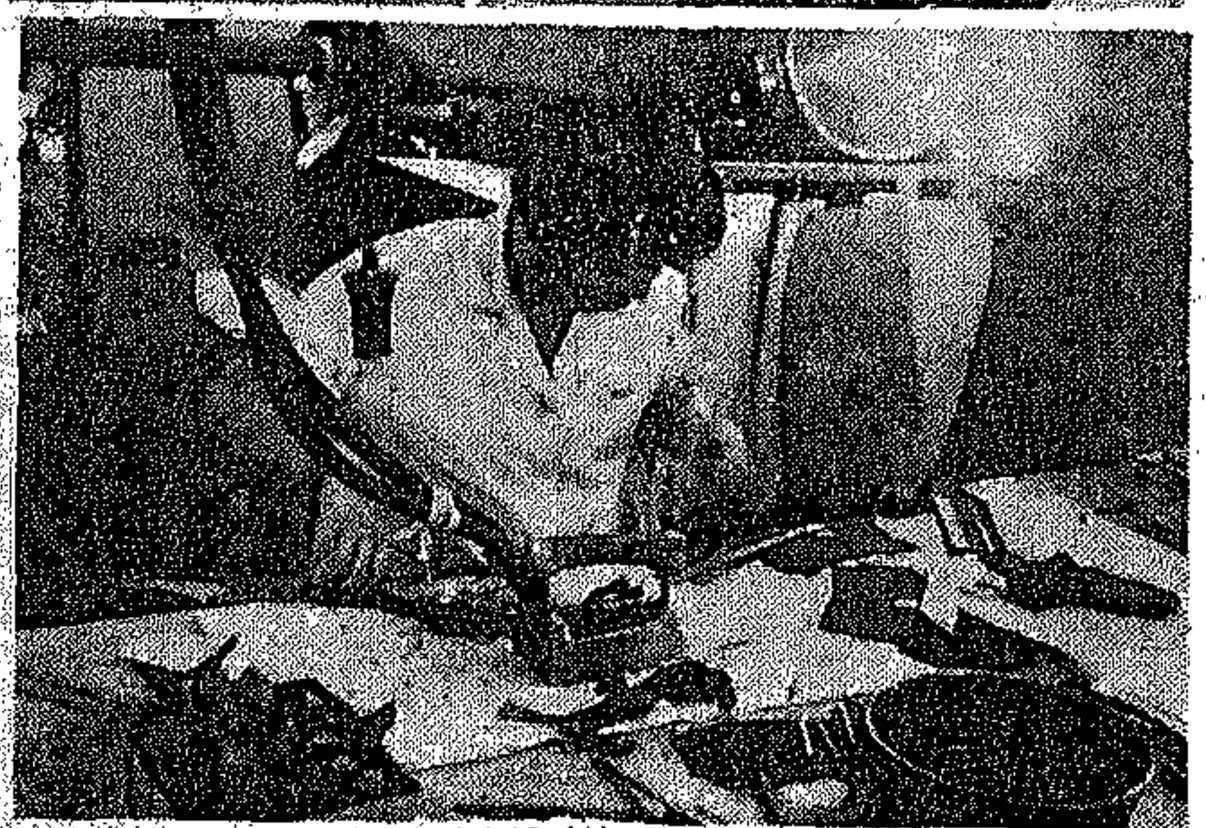

上　背広部分手縫い
下　背広切地裁断後のアイロンかけ

昭和三十六年初めて、紳士服の作業員は、男子一、五〇七人に対し女子は三、八八一人になり、婦人子供服では、男子三三五人に対し女子一、二九六人となっている（アウトサイダーは不明）。おそらくアウトサイダーの小工場までいれれば相当の数に上ることだろう。しかし、既製服企業自体が中小企業の域を出ない現在、ここに働く人たちの労働条件は、さして高いものとはおもわれない。

三越工場の例をとれば、女子は中卒で初任給は七千八〇〇円。しかも日給月給の制度がとられ、一か月二十五日を稼動日数とみて、それがいに休むときは、日給額を差引かれることになる。この初任給も、最近ここまで引きあげられたという。その大きな原因としては、例の人手不足になやんだ結果である。この附近には電気関係の工場が多い。したがって好景気に踊るこの方面への転職が多く、その足どめの役割とも考えてみれば縫製もおなじ単純な部分作業である。それならば、福利厚生施設のととのった大メーカー工場への進出の方が、若い女性たちにとっても、はるかに魅力のあることにちがいない。しかし、それが原因で縫製従業員の待遇改善がはかられたとなれば、これも幸なことである。この工場では、それでも、平均の勤続年数は四、五年というところ。十年選手もかなりいる。そして、結婚後も共かせぎをつづけている人もあれば、疲れたからだに鞭うちながら、定時制高校へ通っている、けなげな女性もいるという。作業からくる直接の心身への影響というものはあまりないようだが、縫製作業というものの、どってきた瓶を工員たちがラッパ呑みするという光景にシバしばぶつかった。どこでも縫製工場は、機械や電気産業にくらべて全体の感じはどこかに近代的でないものを一つ残しているようである。だが、人々の実用の簡易化と衣服の量産への傾向は、やがて、こうした工場のなかをも、少しずつ変えてゆく時代がくるのにちがいない。

なかで、部品の一角に備えられたコカコーラのボックスに、十セントをポンとほうりこんで、

＊アメリカ労働組合の人種差別撤廃のための諸活動

住宅の建設

ユニオンラベル付の人類無差別住宅は、全国にわたって建設されている。合同衣服労組、国際婦人服労組、国際電気労組第三支部、全米帽子労組、全米自動車労組、その他多くの組合は、黒人白人の差別のない共同住宅を建設している。

一九五八年には、組織労働者は、オハイオ・カリフォルニア両州で公正雇用法を成立させる運動を成功させるため、黒人団体よりも多額の資金を寄附した。組織労働者は、全国人口の半数以上を占める十七の州で同様な法律を成立させる場合にも多額の寄附をした。

米国労働者は、病院・住宅・公共施設・学校・墓地など、文字どおりゆりかごから墓地まで、人種差別の撤廃に積極的に努力している。

徒弟計画

ニューヨーク市鉛管工労組第二支部と鉛管産業協議会とは徒弟訓練に対する黒人の申請を受付けることに合意をみた。五年の徒弟訓練を受けるものは基本給として時間当り一・七五ドル（六三〇円）のほか諸給付を受ける。

オレゴン建築・金属協議会は州徒弟審議会と協力して黒人およびアジア人に職業訓練を施したが、彼らは今では、工具製造工・光学技師・自動車工・板金工・大工・煉瓦工となっている。

この他、シカゴにある国際電気労組第三十四支部、ワシントン市鉄鋼労組第二〇一支部テキサス州ボウモント市、ヒューストン市の大工・鉄鋼労組などは徒弟計画を黒人に解放した。国際機械労働組合は数年前、黒人支部と白人支部とを合同し、徒弟訓練制度を黒人青年に解放した。

就職の機会

昨年ワシントンでは、連邦政府の建築事業に黒人電気工が初めて雇われた。ニューヨークタイムズは更に六人の黒人事務職員を採用し、UP通信社は黒人二名と中国系米人を写真部に採用したが、これにはAFL、CIO新聞労組の後押しが力があった。

（米国大使館文化交換局労働顧問室ニュース「アメリカ労働問題」一九六一・六・二一号より）

例年の事ながら、三月末頃から四月に入ると軒なみと云ってよい程、どの商店にも学窓を巣立った可愛い店員がいとも物珍しげに、また不安げに店頭に立っている姿を見受けますが、それもこの二、三年めっきり数は少なくなりました。

同じ学校の友人同士が同じ職場に入ったという人々には恐らくないであろう不安も寂しさも、たった一人で見も知らぬお店に住込店員となって入店したその日からじっと辛抱しなければならない。その事は仕事の辛さなどより以上のものではないかしらと察しられるのです。

三か月、半年、一年と過ぎていく間にいかにも店員らしく立ち回っている者と、いつの間にか店頭から姿を消していく者とに分かれるのですが、最近のように個人商店に就職希望する人が極めて少なくなって来ますと、せめて入店した人だけでも何とか居つかせたい、そして優秀な店員になってもらいたいとは誰しも希っているところです。

一昨年秋、長野婦人少年室長を囲んで商店の主婦十五、六名の座談会が開かれたとき、皆の共通の悩みは店員の扱い方、年毎に入店希望者が少なくなること、そのため主婦の身心の負担が非常に重くなったこと等の含なぞ必要がないというので町内への呼びかけをして下さらず、一人の加入もない町もありました。

新しい事を忙しい主婦の力で始めようということは非常に困難なことでした。半年余りの準備期間を経てようやく昨年五月八日、商工会議所ホールで発会式を行なうはこびとなり、市長さんはじめ労基署長・協助員の方々に御臨席願って、上田市商店主婦の会の結成が出来たことは嬉しい限りでした。

主婦の会を通して
年少者の福祉を

丸山千代子
（長野県年少労働者福祉員）

その後店員との話し合い等も重ねて開くうちに、休日の過ごし方に付いて考えさせられる点が多くありました。月二回が普通小売屋さんの休日でこれが半数以上、二割くらいの週休の店というような状態で、休日にはパチンコ・映画等で一日終るという者が大部分でした。同じ店に仲間が二、三人いるとハイキングとか冬はスキー・スケート等に行くことも出来ますが、一人きりではそういう所にも出て行かれないようです。

同じ町に同じ境遇のもとに働いている者同士だから、みんなで手をつなごうではないか、一人ボッチで遊ぶより仲間同士が一緒だったらより楽しいではないかということで、従業員の海友会（海野町の海をとって）が生まれました。若い人々のことですから、文句なしに大賛成なのですが、一部店主の無理解のため入会出来ない者、休日が一定でないため参加出来ない者があるなど、いろいろ支障はありますが、最近閉店時間が早くなったので、夜の時間が利用出来ます。当市の青年学級は今まで殆んど市の周辺にのみ開設されていましたが、この海友会が出来ましたので、早速公民館に相談して、商業青年学級の開設をお願いし、女子店員向きに料理講習会も市役所の栄養士さんの指導で行ないました。また市立図書館にお願いして毎月五十冊程の図書の貸出しをして頂き、海友会文庫も開設出来ました。本の選定は店員達に任せていますが、かなり幅広く娯楽向き・修養向き・商業経営・書道・旅行記等多種多様なものを適当に取り入れています。閉店から床に入るまでの間、また通勤の電車の中等できっと相当役立っていることでしょう。また最近は若い人々の希望で合唱グループを作り、中学の音楽の先生にお願いして月二回の合唱練習も始めました。終日低姿勢で接客している人々が思い切り胸を張

って歌うたのしさは必ず明日へのよき糧となることでしょう。

町の集会所の一室を店員の娯楽室にしたいとか、主婦が店務に専念出

来るよう給食設備を完備したいとか夢は果てなく語り合うのですが、まだまだ女の力は弱く、壁にぶつかったり、つまづいたりばかりしています。大工場・大会社等の厚生施設や娯楽設備等に及ばぬことながらも、なんらかの面で補って若い人々の身も心も健康にと希い、いろいろな催しや集まりを通じてお互いの間で道義の心も養えることを信じております。

——上田市海野町商工会——

労働省の行なう
中小企業労働福祉増進月間について

中小企業労働者の労働条件の向上と労働福祉の増進をはかるため、労働省では昨年度に引き続き十月を「中小企業労働福祉増進月間」と定め中小企業労働福祉のための行政を一段と強力に推進することとなりました。

各局の実施事項は要綱に示す通りですが、婦人少年局としては年少労働者福祉員制度の普及をとりあげ、十月十日神田共立講堂で行なう中央大会には、年少労働者の福祉増進及び年少労働者の福祉に関する婦人少年行政に寄与した福祉員を全国から選び、労働大臣、婦人少年局長が表彰することになりました。

中小企業は技術・経営面で立ち遅れているだけでなく、大企業にくらべ労働条件も低く、福祉厚生面でも劣っていることは事実ですが、この中で年少労働者の健全な育成のために努力して下さった苦労は並々ならぬものがあると思われます。この月間を機に、これらの功労者の平素の労にお報いするとともに、行政を担当する立場からも、もっと現在行なわれている中小企業労働福祉施策を推進し、制度の周知をはかり、積極的に指導行政に努力したいと思います。

中小企業労働福祉増進月間要綱

中小企業労働者の労働条件の向上その他労働福祉の増進を図るため「中小企業労働福祉増進月間」を設け、下記により、中小企業福祉のための行政を一段と強力に推進し、今後の充実発展を期する。

記

第一　実施期間

昭和三六年一〇月一日から同月三一日まで

第二　実施事項

1　中小企業労働者の福祉に関する制度の普及と功労者（団体）の表彰

(1) 商店等一せい閉店制と週休制の普及
(2) 中小企業退職金共済制度の普及
(3) 失業保険の加入促進
(4) 労災保険の加入促進
(5) 年少労働者福祉員制度の普及

2　中小企業労働者の福祉のための指導行政の推進

(1) 最低賃金制度の推進
(2) 安全衛生等労働環境の改善指導
(3) 労務管理改善指導
(4) 家内労働における労働条件改善指導
(5) 集団求人方式の指導
(6) 中小企業共同職業訓練の助長指導

3　その他中小企業労働者の福祉に関係ある施策の展開

(1) 最低賃金実施事業場連絡協議会（地方別）の結成促進
(2) 労務管理研究発表会（地方別）
(3) 婦人少年室協助員全国会議

第三　中小企業労働福祉増進大会の開催

この「月間」の趣旨を普及し、関係者の理解と協力を得て、その成果をあげるため、一〇月一〇日東京において「中小企業労働福祉増進大会」を開催し「第二―一」に記した功労者（団体）の表彰等を行なう。

第四　関係機関、団体との協力

この「月間」の実施にあたっては、中小企業庁、都道府県、日本放送協会、労働福祉事業団、中小企業退職金共済事業団、雇用促進事業団、日本労働協会並びに商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、経営者協会等、中小企業労働福祉行政に関係を有する機関または団体の協力を依頼するものとする。

（資）（料）（室）

モデル地区における労働者家庭生活技術指導の状況

昭和三三年から、婦人少年局で行なっているモデル地区における労働者家庭生活向上のための技術指導は、本年で四年目を迎え、三五年度は全国で五〇か所の地区において、約六、〇〇〇の世帯を対象にして続けられている。

この指導は、原則として、一定地区の指導期間を一年と定め、すでに指導を終了した地区においては、主婦たちによる自主的な家政研究グループに移行するよう勧奨しており、現在十一のグループが、ひきつづき婦人少年室の援助を得ながら家庭生活向上のための研究をつづけている。

今回は、昭和三五年一月～一二月までの一年間に、婦人少年室が行なった生活技術指導の状況を紹介しよう。

指導は月一回、直接指導に当たっている婦人少年室専任協助員が、その地区に出向いて行なうが、時に、問題によっては報道関係者・大学教授・医師・生活改良普及員並びに、保健所・児童相談所・労働基準局・警察署等の関係職員等を講師としている。指導は、家庭生活上の各面での問題をとらえて、講義・話し合い・実習体験発表・見学等によって行なうが、指導開始に先立って、室・専任協助員・対象地区の主婦等が十分話し合い検討を行なったうえ、指導計画をたて、それに基づいて実施している。婦人少年室の報告から指導内容をテーマ別にみると、

◇ 家庭経済について

労働者家族としての、消費生活向上の意味と意義、また生活の中の多くの無駄について考えてみること、消費生活の変動に対する生活態度について、また、予算生活の方法や、家計簿の記入の仕方等がとり上げられている。

◇ 人間関係について

父・母・子どもの人間関係はどうあるべきか、親と子どもの間のギャップ、子どもの教育の問題、明るい人間関係と家族の協力について等であるが、子どもの教育については大部分の地区でとり上げられている。なかには、青少年の心理について等根本的な問題の掘り下げを行ない、諸外国の青少年に対するしつけを参考にしての研究、検討がなされている。

◇ 食の問題

実習を伴って最も多く行なわれているが、まず栄養素の知識、労働による各種栄養の必要摂取量、人体と栄養素との関係等の基礎講義から、季節に適したべんとうの作り方、正月料理の実習にいたるまで、最も、主婦の興味を引いているのは当然であろう。特に、料理実習は、カロリー計算、材料費の計算からはじまり、労働者家庭に必要な栄養の点から、経済の点から、味覚の点からと、合理的なこんだてがたてられ、働く夫、家族の健康を気づかう主婦の関心を現わしている。

◇ 主婦の自由時間の問題

この問題は、第十二回婦人週間のテーマでもあり、この週間にちなんで、自由時間とはどういうことか、自由時間の作り方や、上手な使い方について、また、生活設計については、夫の定年問題にからみ、労働者家族としてどのように考え、どのように計画したらよいか等、労働者の主婦としての立場からとりあげて、指導している。

その他、衣類の手入れ、住まい方の問題、家族計画、夏の保健衛生、法律のはなし等、各面でのテーマをとり上げている。なお、昨年十月に行なわれた、労働者家族福祉運動期間中には、これらのモデル地区において「消費生活セミナー」を開催した。これは労働者家族の経済生活の特質に即して、また、国の消費者行政と見合って、今後その消費面がどのように運営されなければならないかを中心にして、大学教授等の専門家を講師に迎えて行なわれた。終了後は、消費生活に関するアンケートも実施した。

この指導に対して、主婦の意欲的な事はもちろんであるが、事業場・労組の協力が、この業務をスムースに運営して行くうえの大きな力となっている。会場の提供、材料費や講師の謝礼負担、資料の作成等、また、ある事業場では、この技術指導のための専任の職員をおき、主婦との連絡、講習会の準備万端に当たるなどの積極的な援助を受けることができた。その反面、下半期において、夫の事業場が経営不振のため、主婦自身も働きに出ざるを得なくなり、出席者が減少したという問題や、講習中の託児をどうしたらよいか等の問題も若干あった。

労働省では、今後、この指導体制を一層充実させ、労働者家族福祉に貢献していくたてまえをとっている。

労働者住宅に関する勧告（第百十五号）について

――第四十五回ILO総会で採択された――

本年六月、ジュネーブで開かれた第四十五回国際労働総会で「労働者住宅に関する勧告」が採択されたが、この問題をILO総会がとりあげた歴史は古く、一九二一年「居住条件（農業）勧告」（一六号）、一九二四年「余暇利用勧告」（二一号）の中に「住宅政策」として打ち出されている。

その後、第二次世界戦争によってILO活動は一時中断され、一九四四年にフィラデルフィアでILO再出発の第二十六回総会が開かれ、「国際労働機関目的に関する宣言」（いわゆるフィラデルフィア宣言）が発せられたが、その中に、「十分な栄養、住宅並びにレクリエーションおよび文化施設の提供」「諸国間において、十分な住居……の提供を達成する計画を促進すること」をILOの厳粛な義務の一つとして掲げており、住宅問題は戦後におけるILO活動の重要な目標の一つとされたのである。

一九五三年、日本で開かれたILO第三回アジア地域会議においても労働者住宅を議題としたが、これはILOがこの問題を総合的にとりあげた最初のもので

あり、この会議の結論は、その後のこの問題に対するILO活動に指針を与えたとも言えるものであり、一九五四年の第三十七回総会には、総長報告の中で、特に労働者住宅の問題がとりあげられたのである。

ILOによる労働者住宅問題はこのような経過をたどり、昨年の第四十四総会で議題の一つとして審議され、さらに今回の勧告の採択となったのである。この勧告の言う労働者住宅とは、自営の者や老齢者を含むばかりでなく、引退した者や身体障害者も含む広い概念のものである。また、この勧告で注目される点は、「使用者提供の住宅」――いわゆる社宅問題について、労働者の基本的人権が守られること、特に温情主義の道具になることを避けることに重点が置かれていることである。

なお、次に掲げる勧告の訳文はILO東京支局によるものである。

（前文略）

I　適用範囲

1、この勧告は、自営業者および老齢者、退職者または身体障害者を含む筋肉労働者および非筋肉労働者に適用する。

II　国家住宅政策の目的

2、適当かつ見苦しくない住宅と適当な生活環境が、あらゆる労働者およびその家族に、住宅困窮度に応じた優先順位をもって提供されるよう保障するために、一般住宅政策の枠内で、住宅および関連共同施設の建設を促進することを、国家政策の目的とすべきである。

3、現存の住宅および関連共同施設の維持、改善および近代化についても、なお注意が払われるべきである。

4、適当かつ見苦しくない住宅は、その賃借料または購入のための支払金が、労働者にその所得の相当部分以上の負担をかけることのないよう、計画すべきである。

5、労働者住宅計画は、住宅建築の分野で、民間、協同組合および公共企業が十分に活動できる余地を提供すべきである。

6、大規模な恒久住宅建設計画が経済成長・発展計画と真向から対立することがあるという事実にかんがみ――というのは、住宅建設に必要な熟練および半熟練の労働者や物資は、生産能力の拡大のために必要なほかの生産にも必要であるが、こうした労働者や物資は欠乏していることもあるからである――住宅政策は、一般的な社会・経済政策と調整をとり、労働者住宅に与えられる優先順位がその必要度と均衡ある経済発展の要求との双方を考慮にいれて決定されるようにすべきである。

7、各家族は、もしそう望むときは、一家族だけの個別の住居をもつべきものとする。

III　公共当局の責任

8、①権限ある国家機関は、当該国の本質的な構造を十分考慮して、住宅に関し責任を有するすべての公共当局と協力すべき中央機関を設置すべきである。

②この中央機関は、次の責任を有すべきである。

（イ）労働者住宅および関連共同施設の需要を研究算定すること。

（ロ）貧民街とりこわし措置および貧民街居住者への住宅提供措置を含む労働者住宅計画を策定すること。

③代表的労使団体は、その他の関係団体とともに、かかる中央機関の事業に関与すべきである。

9、国家住宅計画は、労働者住宅および関連施設の建設のために利用できる公私の資源は、すべてこれをかかる建設のために調整して利用することを、その他の国家目標とともに、かつ、住宅および関連共同施設の需要により定められる限度内で、確保することを、目指すべきである。

10、労働者住宅の全国的需要に継続的に応ずるため、住宅建築能力を相当程度恒久的に増大せしめる必要がある場合には、経済発展計画は、住宅建築に必要な

熟練労働力、資材、装置および金融を長期的に提供するための措置を、その他の国家目標とともに、含むべきである。

11、公共当局は、必要な限度まで、かつ実行可能なかぎり、労働者住宅とくに賃貸住宅を直接提供するか、またはその提供を促進するか、いずれかの責任をとるべきである。

Ⅳ 使用者の提供する住宅

12、①使用者は、その労働者の住宅が、当該使用者の企業と無関係の公共機関または協同組合やその他の住宅協会のような独立の民間機関により提供されることが重要であることを、認識すべきである。

②使用者がその労働者に直接住宅を提供することは、たとえば事業所の所在地がふつうの人口中心地から遠隔の地にある場合、または雇用の性質が労働者を直ちに使用することを必要とする場合のような事情によって、労働者に対する使用者の住宅提供が必要とされる場合を除き、一般的にいって望ましくないことを承認すべきである。

③住宅が使用者により提供される場合には、

(イ) 労働者の基本的人権とくに結社の自由が認められるべきである。

(ロ) 労働者の雇用契約の終了に伴なうかかる住宅の借用契約の解除またはその明渡しについては国内法と国内慣行を完全に尊重すべきである。

(ハ) 賃借料は、前記第4項にかかげる原則に従って定められるべきであり、いかなる場合にも投機的利益を含むべきではない。

④使用者による宿泊施設および公共施設の提供が労働の対価として行なわれることは、禁止されるべきか、または労働者の利益を保護するに必要な範囲に規制されるべきである。

Ⅴ 金融

13 ①権限ある機関は、既定の労働者住宅計画の実行を、必要な金融手段の定期的継続的供与の保障によって確保するため、適当な措置をとるべきである。

②この目的のため、

(イ) 妥当な利率で貸付を行なう公私の施設が利用できるようにしておくべきである。

(ロ) かかる便宜を補足するため、民間協同組合および公の住宅所有者に対し、補助金、免税および控除などの直接または間接の財政援助を行なうべきである。

14、政府および労使団体は、協同組合および類似の非営利的住宅団体を助成すべきである。

15、公共当局は、住宅の所有または建築を望む労働者が、合理的条件で貸付を行なう公私の機関を利用できるように確保するよう努力すべきであり、また、住宅の所有を促進するためその他の措置をとるべきである。

Ⅵ 住宅基準

16、健全な信用市場が存在している国およびかかる制度が適当と思われる国においては、労働者住宅建築の促進手段として、国家抵当保険制度または民間抵当の公共保証制度が確立されるべきである。

17、(イ) 労働者住宅の金融に利用される個人、協同組合および民間機関による貯蓄を刺激するため、および

(ロ) 労働者住宅の建設に対し個人、協同組合および民間機関の投資を奨励するため、

国内慣行にしたがって適当な措置をとるべきである。

18、公共基金からの援助で建てられる労働者住宅は、投機の対象とされてはならない。

Ⅶ 住宅基準

19、一般原則として、権限ある機関は、構造上の安定と見苦しくないこと、衛生および安楽さについての合理的水準を確保するため、地方的条件にてらして最低住宅基準を設けるべきであり、かつ、これらの基準を実施するための適当な措置をとるべきである。

Ⅶ 建築産業の能率増進措置

20、政府は、労使団体と協力して、建築および関連産業の利用可能資源を最も効果的に利用するための措置を講ずべきである。

Ⅷ 住宅建築と雇用安定

21、国家住宅計画は、不況期には労働者住宅および関連共同施設の建設速度を早めるように、計画されるべきである。

22、政府および労使団体により前記第六項の原則にしたがい、建築産業の季節的失業を減少せしめることによって、労働者住宅および関連施設の年次生産を増加するため、適当な措置がとられるべきである。

Ⅸ 都市、村落および地域計画

23、労働者住宅計画の発展と実施は、健全な都市、村落および地域計画の慣行にしたがうべきである。

24、①公共当局は、土地投機を防止するため必要なあらゆる措置をとるべきである。

②公共当局は

(イ) 労働者住宅および関連共同施設のための土地を適正な価格で取得しうる権限をもつべきであり、また、

(ロ) かかる住宅および施設の事前計画を促進するため、適当な立場で土地造成を行なうべきである。

③このような土地は、労働者住宅および関連共同施設のため適正な価格で利用できるべきものとする。

Ⅹ 一般原則の適用

25、この勧告に掲げられる一般原則を適用するに際し、ILOの各加盟国および関係労使団体は、できるだけ、また望ましい限度において、勧告の適用方法に関する付帯示唆を指針とすべきである。

協議離婚の実態

一、調査の概要

我が国における離婚は法的には大部分が協議離婚として行なわれており、裁判離婚は総数の一割に達していない。いうまでもなく協議離婚は当事者双方からの届出のみによって離婚が成立し、離婚の過程に公的機関の介入が全く行なわれない制度であるが、このような自由な離婚制度は外国には例をみないものといわれている。

そもそもこの制度は夫婦が対等の立場で離婚協議を行なうことを前提としたものであるが、現実には妻に対する追出し離婚や強制離婚にこの制度が利用されるおそれも多分にあり、現にその実例もみられるところから、かねて識者の間にこの制度の可否が問われ、現在法制審議会においても民法改正の問題点の一つとして検討が加えられている。

このような動きに対して、婦人少年局としては婦人の地位向上の見地からその推移を注目する一方、さしあたって協議離婚についての実態把握が緊要との考えから、この問題をとりあげて全国的に調査を行なったものである。

つぎに調査の対象者としては、協議離婚をした婦人のうち昭和三三年六月一日から一二月末日までに届出を行なったものから全国で一九四〇名をえらび、さらに調査不能を除いた一、〇三二名を対象者とした。なお、調査不能(九〇八名)のうちわけは第一表のとおりである。

第1表　不能票のうちわけ

	計	方不明	再婚	復縁	県外転出	方便離婚	長期不在	停び判及裁	調査拒否	遠隔地	他(その死亡等)
実数	908名	318	251	84	77	44	31	29	26	21	27
%	100%	35	28	9	9	5	3	3	3	2	3

調査方法は面接法により、昭和三五年七月に行なった。

二、調査結果の概要

1. 離婚前の当事者と家族の状況

(1) 当事者の状況

調査対象者の離婚時の年令は二〇才台が最も多く四三%、次が三〇才台三八%で、両者で全体の約八〇%を占めている。四〇才台一一%、五〇才台六%、六〇才台と二〇才未満が夫々一%である。学歴は高小卒(二六%)と旧高女卒(二五%)が多く、両者で半分を占めている。小学卒一八%、新制中卒一三%、新制高卒九%、旧専・短大卒四%、その他の各種学校卒三%、学歴なし二%、新制大卒〇%である。離婚前に仕事をもっていたものは六一%、仕事をもっていなかったものは三九%である。仕事をもっていたもののうち最も多いのは雇用者の二三%、次が家族従業者一七%、自営業者一一%、内職者一〇%である。雇用者を職種別にみると、事務的職業従事者とサービス業従事者(共に二七%)が多く、製造修理従事者が二四%でこれに次いでいる。

夫の職業は、有職者八五%、無職者一二%である。有職者のうち雇用者が五五%、自営業者二七%、家族従業者三%である。雇用者では専門的技術的管理的職業従事者と製造修理従事者が夫々一六%で多く、事務的職業従事者が一四%でこれに次ぐ、自営業者のうち農林漁業一一%、商工鉱業一〇%、その他四%、サービス業二%である。家族従業者では殆んどが農林漁業に従事している。

結婚の仕方は見合結婚が最も多く五八%、恋愛二八%、交際一二%、その他二%である。婚姻継続期間(結婚式をあげた日から別居までの期間)は、一年～五年未満のものが最も多く三六%、次いで五年～一〇年未満が二四%で多く、両者で七〇%を占めている。一年未満一六%一〇年～一五年未満一三%、二〇年以上六%、一五年～二〇年未満五%である。同居をやめてから離婚届々出までの期間は、その期間が一年未満のものが七一%で大部分を占めている。一年～五年未満は二一%、五年以上八%である。

(2) 家族の状況

調査対象者を離婚前の家族の住所に従って、区、市、郡部の別に分けると地域別の割合は、区部一五%、市部五七%、郡部二八%である。離婚前の家族型態をみると、夫婦だけ、あるいは夫婦と子供という

第2表　離婚前の家族型態

	不明	①その他	①+子供(孫を含む)婦	①+兄弟姉妹+妻の親	①+兄弟姉妹+夫の親	①+妻の兄弟姉妹	①+夫の兄弟姉妹	①+夫の親	①夫婦+子供	夫婦だけ	総数
%	0	6	1	3	16	1	3	15	64	15	100

(注)　同居者の内訳が重複しているものがあるので各欄の合計は100%を上廻る。

第3表　離婚理由

総数	夫に愛人ができた	妻に愛人ができた	夫が虐待した	合が悪かった夫の親や兄弟と折	わなかった夫の家風に合	かった夫と性格が合わな	夫の病気	妻の病気	経済問題	その他
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
100	29	1	12	13	9	35	8	9	38	21

(注)　同時に2つ以上理由のあるものは重複しているので合計は 100% を上廻る。

第4表　離婚届を出した時を知っているか

総数	知っている出した時を	届をいつ出し	届の出たことを知らなかった		
			計	届の出たことを知らなかったとを	調査員が行くまで届の出ていることを知らなかったを
%	%	%	%	%	%
100	93	4	3	2	1

注　1)　届を出すことは知っていたが、届をいつ出したか知らなかったもの
2)　届を出すこと及び出ていることを知らなかったが、後で何らかのいきさつで調査までには知っていたもの
3)　調査員が行くまで届の出ていることを知らなかったもの

たいわゆる近代型の家族型態が最も多く全体の約八〇%を占めている。夫婦と子供以外の同居者では夫の親や兄弟姉妹が多く、これらと同居しているものが一五%、妻の親や兄弟姉妹と同居しているものは三%である。家族の人員は一般に小家族が多く三人、四人の家族が最も多く、二人から五人の家族が全体の七〇%を占めている。平均家族人員は四・五人である。離婚当時子供のあったもの六七%のうち、子供の数一人が最も多く、子供の数が一人あるいは二人のものが大部分の五一%を占めている。平均子供数は一・九人である。子供の年齢は六才～一五才が最も多く、一五才未満のものが八〇%を占めている。

2　離婚における本人の意志

協議離婚の当事者間に充分の協議が行なわれたか否かをみるため、「離婚届を出したのはいつ頃ですか」と質問したのに対して、大部分（九三%）は出した時を知っていた。しかし四%は届を出すことは知っていたが、届をいつ出したか知らず、又、離婚届を出すことも、出した時も知らなかったもの、即ち別居中に、本人に協議なく一方的に離婚届が提出されてしまったものが三%あった。これらの人々は離婚届出時から調査時までの約二年間に偶然の機会に届出の事実を知ったものも多かったが、中には調査員の訪問によってはじめて離婚の事実を知ったものさえ一%あった。

(1)　離婚理由

調査の対象になった婦人の離婚理由をみると、最も多いのは「経済問題」で三八%を占め、次に「夫と性格が合わなかった」ものが三五%、「夫に愛人が出来た」と答えたものが二九%となっている。また、夫以外の家族関係の不調が原因となっている場合も少なくない。

(2)　離婚届を出した時を知っているか

離婚について誰かと相談したかどうかについては、「相談した」と答えたものが七三%を占め、残る二七%が「誰にも相談しなかった」と答えている。相談した相手としては本人の親類が大部分を占め、その外仲人、夫の親類、友人、知人等と相談している。

(3)　離婚の話をはじめにいい出した人

離婚の話を誰がはじめにいい出したかについては、「本人」と答えたものが六〇%、「夫」が二九%、「本人の親類」九%、「夫の親類」五%、「同居家族」四%、「その他」三%となっている。

(4)　離婚について相談した人

離婚について誰かと相談したかどうかについて、離婚の話をはじめに本人がいい出した場合をのぞき、その他の場合についてみると、「はっきり承諾していた」と答えたものが七四%「はっきりとは承諾していなかった」と答えたものが一〇%、「全然承諾していなかった」と答えたものが八%となっている。

(5)　誰と誰の話し合いで離婚がきまったか

「主に誰と誰の話し合いで離婚がきまりましたか」の問に対して、「本人と夫」が過半数の五八%を占めているが、当事者の親同志の話し合いできまったものや夫の一方的処置による場合も見受けられる。

(6)　万事とりしきってくれた人

「離婚の話をまとめて、万事とりしきってことをはこんでくれた人がありましたか」の問に対して、「あった」と答えたものが過半数の六一%を占め、「なかった」ものが三九%となっている。「とりしきってくれた人」のうちわけをみると、本人の親類が最も多く、その外仲人、夫の親類、友人、知人等となっている。「とりしきってくれた人」に対して、六八%は「ありがたいと思った」と答えているが、「迷惑に思った」と答えているものも八%ある。

(7)　離婚をはっきり承諾していたか

本人が離婚することをはっきり承諾していたかどうかについて、離婚の話をはじめに本人がいい出した場合をのぞき、その他の場合についてみると、「はっきり承諾していた」と答えたものが七四%「はっきりとは承諾していなかった」と答えたものが一〇%、「全然承諾していなかった」と答えたものが八%となっている。

(8)　離婚届の記名、捺印

離婚届に自分で記名したものは六二%しなかったものは三八%である。捺印についてもほぼ同様、自分でしたもの六六%、しなかったもの三四%である。

3.　離婚条件（財産分け、慰藉料、子の措置等について）

(1)　とりきめの有無と内容

「離婚に際し財産分けや慰藉料、子の措置等について夫側と何かとりきめをし

第5表　離婚についてのとりきめの有無と内容

総数	とりきめをした						とりきめをしなかった
	計	財産分けや慰藉料について	離婚後の生活費について	離婚後の住居について	子の措置について	その他	
%							
100	41	15	5	4	25	4	59

注）とりきめの内容が重複しているので各欄の合計は「計」を上廻る。

第6表　分与をうけたか否か

総数	分けてもらった						もらわない何も分けてない	その他
	計	お金	家屋	田畑	土地	家財		
%								
100	19	14	2	1	1	1	73	8

第7表　子の措置

総数	子あり未成年の	子の親権者		子なし未成年の	不明
		夫	妻		
%					
100	61	29	39	37	2

注）子供の数が2人以上ある場合は子の親権者が、夫と妻のそれぞれに亘っていることがあるので、その合計は「未成年の子あり」の数を上廻る。

第8表　離婚後の職業

総数	仕事をもっている											仕事をもっていない
	有職の計	雇用者の計	専門的技術的管理的職業従事者	事務的職業従事者	販売従事者	製造修理従事者	サービス業従事者	その他（日雇）	不明	内職	家族従事者	自営業者
%												
100	84	54	5	10	2	11	20	5	1	9	8	13	16

「証人をたてた」と答えたものは四九%で、証人をたてなかったもの四六%よりやや多い。

(3) とりきめに対する当事者の態度

とりきめに対する当事者の態度として、そのとりきめは守られたか否かを質問したのに対し、「守られた」と答えたものは六二%である。「全然守られなかった」と答えたものは一六%あり、「いくらか守られた」と答えたものと合せて三〇%である。又、本人がとりきめに満足したか否かの質問に対し、「満足した」と答えたものは三六%で、「満足しない」と答えたもの（四三%）の方がかなり多い。

(4) 分与をうけたもの（財産、慰藉料等）の種類とうちわけ

離婚に際して本人が夫の側からまとまったお金や財産の一部をわけてもらったか否かの問に対して、「分けてもらった」と答えたものの割合は一九%にすぎず、大部分（七三%）のものは「何もわけてもらわない」と答えている。又、「分けてもらった」と答えたものについて、そのうちわけをみると、「お金」と答えたものが大部分を占め、その他家屋、家財、田畑、土地等となっている。お金を分けてもらったと答えたものについてその金額をみると、一万円未満のものが五%、一万円から五万円までのものが三〇%、五万円から一〇万円までのものが二六%で一〇万円未満のものが計六一%を占めている。

(5) 子の措置

既に「離婚前の当事者と家族の状況」の項で述べたとおり、離婚当時子のあるものは六七%であったが、そのうち未成年の子のあるものは六一%である。これら未成年の子が調査当時誰と一っしょに暮しているかをみると、本人（母）と暮しているものは六〇%、夫（父）と暮しているものは二四%、その他のものと暮しているもの一五%、不明一%となっている。「その他」のうちわけは本人の親類、夫の親類、他人等である。他へ預けてある子（一っしょに暮している人が「その他」となっているもの）の養育費を誰が負担しているかについては、本人が二八%、預っている人二六%、夫六%、その他三一%である。

4. 離婚後の当事者と家族の状況

(1) 離婚後の苗字

離婚によって苗字の変ったものは八五%、変らないものは一五%である。苗字の変ったものが日常生活において変更後の苗字を使っているかどうかをみると、知りあいに手紙を出す場合、あるいはつとめ先で呼ばれる場合のいずれにおいても殆んどのものが変更後の苗字を使い、苗字が変って困ることもないというものが大部分である。

(2) 離婚後の職業

現在仕事をもっているものは八四%、もっていないものは一三%である。仕事をもっているもののうち半分以上（五四%）は雇用者である。

雇用者を職種別にみると、最も多いのはサービス業従事者、次いで製造修理従事者、事務的職業従事者となっている。

(3) もとの夫からの補助

子供の養育費や本人の生活費として、もとの夫からいくらかでも補助をうけているか否かの問に対して、「うけている」と答えたものは五%で、大部分(九二%)のものは「何もうけていない」と答えている。「うけている」ものについて、そのうちわけをみると、子供の養育費としてうけているものが大多数を占め、その期限は「子供が学校を卒業するまで」というものが最も多い。その期限は、無期限のものが最も多く、一時金としてもらったもの、子供が時々もらっているものなどがある。又、うけているものの金額をみると、月額三千円～四千円のものが最も多く、四千円迄のものが全体の半数を占めている。

第9表　もとの夫からの補助

総数	うけている				その他	
	計	養育費として	本人の生活費として	ものとして両方をかねた	何もうけていない	
% 100	5	3	1	1	92	3

(4) 生活状態

生活費の入手経路をみると、自己の勤労収入によるものが七〇%、次いで親類の援助二四%、その他一八%を除くと他はいずれも一〇%に満たない。自己の勤労収入の月額は、五千円以上一万円未満の収入が四〇%で最も多く、一万円未満のものが六〇%である。二万円以上収入のあるものは五%である。「現在日々のくらしに困るか否か」の問に対して、困ると答えたものは二六%、困らないと答えたものが七〇%である。

第10表　生活費の入手経路

総数	自己の勤労収入	子供の勤労収入	貯蓄	親類の援助	仕送り前夫からの	生活保護	その他
% 100	70	7	2	24	3	6	18

仕事の有無別にみると、仕事をもっていないものでは困っているものの割合がやや高くなっている。非常に困っているものは比較的少ない。生活費の入手経路別にみると、困っているものはその経路が生活保護、子供の勤労収入等のものに多い。現在の生活において一番困ることは、子供のこと、現在及び将来の生活のことなどである。現在の同居家族は本人の子供、母、父が多い、単独でくらしているものも一九%ある。

5. 協議離婚手続に対する意見

協議離婚手続に対しては、全体ではよいことだと答えたものが三六%、よくないことだと答えたものが四〇%である。年齢別にみると、五〇才台をのぞいては五〇才台ではよいことだと答えたものが、よいことだと答えたものを上廻り、どの年代もよくないことだと答えたものが四〇%で最も多く、一万円未満の収入のものが六〇%である。学歴別では学歴の如何に拘らずよくないことだと答えたものが上廻っている。離婚の話をいい出した人別にみると、妻の側からいい出した場合はよいことだと答えたものがわずかに上廻り、夫の側からいい出した場合はよくないことだと答えたものが、よいことだの二倍強となっている。離婚の話をいい出したものが本人の場合を除いた残り四一〇名について離婚に対する承諾の仕方別にみると、はっきり承諾していた場合でさえもよくないことだと答えたものが上廻り、承諾していなかった場合はよくないことだと答えたものの割合が高い。(はっきりとは承諾していなかった場合、よいことだ一九%、よくないことだ五七%、全然承諾していなかった場合、よいことだ九%、よくないことだ七六%)。よいことだという理由の主なものは「便利」「自由意志尊重のため」、「早く自由の身になれる」等である。よくないことだという理由の主なものは「簡単すぎる」、「女性には不利」「裁判を通して公正な判断を望む」「知らないうちに届を出される弊害がある」等である。

6. 家庭裁判所についての知識の有無

家庭裁判所については、殆んどのもの(八九%)が知っていると答えている。知っているものは年代の若いものほど、又、学歴の高いものほど多くなっている。

ごらんになりましたか

(婦人労働課関係)

○男女同一賃金—婦人少年局リーフレット No. 33—

○男女同一賃金のしおり—婦人少年局パンフレット No. 49—

○婦人労働の実情—婦人労働資料 No. 33—

○グラフでみた労働組合のなかの婦人—婦人労働資料 No. 33—

○男女同一賃金問題研究会議報告書—婦人労働資料 No. 34—

○女子保護の概況—婦人労働調査資料 No. 37—

◇男女同一賃金に賛成？反対？

まだの方はお早くお答え下さい。

アンケートの内容

①男女同一賃金——働く男女に対して、性別による差別待遇のない賃金が支払われることにあなたは賛成なさいますか？

②　賛成または反対の理由はなんでしょうか？

投稿の方法

(1)長さ　五〇〇字以内。原稿には住所・氏名・職業を明記してください。

(2)締切　昭和三六年一〇月一〇日

(3)宛先　「婦人と年少者」編集部

(4)発表　雑誌「婦人と年少者」に掲載。

(詳細は前号23ページをごらん下さい)

婦人界のうごき

（六月二七日～八月十日）

（六月つづき）

二七日　都の交通・水道料金値上げ発表など相次ぐ物価の値上げに対し主婦連合会、地域婦人団体連絡協議会、婦人有権者同盟、母子福祉連合会、生協婦人部全国協議会、東京ＹＷＣＡの六団体は東京四谷の主婦会館で公共料金値上げ反対婦人大会を開いた。関係者として東京都大田副知事、村田都議会議長のほか経済企画庁、運輸省、通産省の担当官などが出席した。六団体は①政府は公共料金値上げ禁止の閣議決定をあくまで実行せよ②東京電力の家庭料金はすえおきにせよ③歳費値上げで所得倍増した知事、都議は都電・都バス・水道料金値上げ抑圧に努力せよ、との決議し、今後も反対運動を推進することを宣言した。

（七月）

七日　経済企画庁は東京会館で国民生活向上対策審議会の初会合を開いた。同審議会はいわゆる消費者行政を推進するための諮問機関として六月一日に設けられたもので二七人の委員のうちには有吉佐和子氏（作家）氏家寿子氏（日本女子大教授）江上フジ氏（ＮＨＫ考査室次長）甲斐喜子氏（全国地域婦人団体連絡協議会副会長）高田ユリ氏（主婦連合会副会長）丸岡秀子氏（評論家）白井小浪氏（全国農協婦人組織協理事）など女性も多数選ばれている。企画庁は七日、この審議会に「一〇年後の国民生活」と題する資料を提出したが、これには「物価に大きな変動がなく所得倍増計画が実現された場合には勤労者の賃金は約七割上昇し、労働時間は週で五時間短縮、低所得層は今の約二・二四倍の生活ができるようになり、エンゲル係数は低下し国民の体位も向上する。また、繊維の一人当たり年間消費量は七割増しとなり、耐久消費財の普及もめざましいものがあり、入試難は解消し、高校進学率は七二％になる」などのことがあげられている。

一九日　昭和三六年度全国婦人民生・児童委員の代表者研究協議会が一九日から三日間、島根県出雲市で開かれ「しあわせを高める運動」のスローガンのもとに、活動報告や更生事例の報告がおこなわれた。

二四日　東京ＹＷＣＡ主催の第五回「おかあさんの夏休み」が二四日から八月三日までの間、五回にわたって都下調布市のＹＷＣＡ邸の家で開かれた。これは中学生未満の子供をもつ低収入家庭の母親に休息とレクリエーションを与える目的から行なわれたもので、一泊二日の費用は全額ＹＷＣＡ負担とし仕事を休んだために生活に困る母親のためには減収分も補助している。招待された母親の数は年々増加しており、本年は一五〇人にのぼった。

二五日　国連ＮＧＯ国内婦人委員会は、東京麻布の国際文化会館で岡崎国連大使から「国連の現状」の話を聞き、懇談した。外務省側からは鶴岡国連局長らが出席した。

二五・六日　日本生活協同組合連合会婦人部全国協議会第四回総会が東京の労金会館で開かれ、活動報告・活動方針討議および「単位生協における経営活動と婦人組織活動の具体的関連性」のテーマによる研究会がおこなわれた。活動方針として、(1)積極的に組織活動をおこなうこと(2)費目別調査、家計実態調査、市場物価調査を本格的におこなうこと、その目的にそうように家計簿研究会をおこなうこと(3)商品研究活動実施、(4)消費者運動への参加、(5)内外諸団体との交流などがあげられた。

三一日　七月三一日、八月一日の二日間にわたり総評主婦の会第二回定期大会が東京の自治労会館で開かれ、約二三〇名が出席した。大会では経過報告、活動方針審議、役員改選などがおこなわれたが、一九六一年度活動目標として「(1)交流をいっそうひろめ、主婦会の組織をつくりましょう、(2)内職しないですむ生活ができるよう組合とともに大幅賃上げをかちとるために労働者の妻であることを自覚しましょう(3)子供の幸せを守るため、すべての婦人と手をつなぎましょう。(4)婦人の権利と地位の向上のため家庭の民主化に努力しましょう、(5)世の中が平和であるようにすべての人とともに努力しましょう」が採択された。なお会長に橘田とよ子氏（国鉄主婦会）副会長に糸井とし氏（東京地評主婦会）只隈操氏（炭婦協）が選ばれた。

三一日　日本婦人平和協会副会長磯野富士子氏は七月三一日から八月五日までノールウェイのオスロで開かれるＷＩＬ（婦人国際平和自由連盟）主催、ユネスコ、ノールウェイ外務省、ノーベル賞委員会後援の国際セミナーに参加するため二九日羽田を出発した。なお同セミナーの中心テーマは「西洋文明と東洋文明の交流は可能か」で磯野氏は植民地化の前と間と後の東西の交流について発表する。

（八月）

七日　主婦連合会は八月七・九・一一日の三日間、東京の主婦会館ホールで第一三回夏の主婦大学を開いた。内容は「主婦が健康をそこねるとき」（医学博士奈良林祥氏）「内外の政治情勢をめぐって」（政治評論家・唐島基智三氏）「貿易の自由化と私達の暮し」（エコノミスト編集長助仁蔵氏）「健康な食物」（医学博士天野慶之氏）「消費者は守られているか」（公取委審議官有賀美智子氏）などであった。

（下段につづく）

充実した〝年少労働者福祉員講習会〟

日現在では約五、五〇〇名を数えるに至っている。

今年も、これら福祉員の方々の日常の業務が円滑に行なわれるのに役立てるため、先年に引続いて、「年少労働者福祉員講習会」が、北は北海道から南は九州に至る各地で行なわれている。

今年は、福祉員の活動が次第に充実し、その実績も次第に高められて来た時期にあたっているので、講習の内容も、福祉員活動を進めるのに必要な具体的な事柄を中心とし、おおよそ次の項目が選定されている。

(1) 年少労働者福祉員の業務について

各地から寄せられた福祉員活動の具体的事例を中心として業務の進め方をいろいろに検討する。

(2) 中小企業における年少労働者の労務管理について

労働福祉の問題は何といっても企業の労務管理の中に合理的に組み入れて取扱われるとき、その効果が顕著に表われるものであり、これは年少労働者の労働福祉問題についても例外ではあり得ない。そこで、福祉員の方々に年少労働者の労務管理のあり方についていろいろと知って頂くため、この項目を選んだ。

(3) 年少労働者の生活設計について

年少労働者達が積極的にその生活を前進させようとしている意欲は非常に強い。しかしながら、彼等はその生活を具体的にどのように計画化し、具体化するかについては手さぐりの状況である。そこで、福祉員の方々に、彼等の生活設計を指導するにあたっての問題点等を理解していただくことが必要であり、この項目を選定した。

(4) 福祉員活動をどう進めたらよいかについての懇談会

福祉員としての活動を実際に進めておられる方々の尊い経験の中から、今後の活動の進め方についての有意義な意見を交換し合い、その方法についての意見をたたかわせる。

現在までの講習会の実施状況からみると、年少労働者の福祉問題に熱心な方々の真剣な顔が、講師の話に熱心に聞き入っておられ、特に懇談会の席上では、日々の活動上の問題点や尊い経験が披露されるとともに、「年少労働者の福祉問題は単に企業内の問題のみでなく、社会問題として総合的な対策の中で考えるべきである。」とか、「この問題に関して、国はもっともっと積極的な援助の手を差しのべてほしい。」とか、本省や婦人少年室の係官に対する叱声やら声援やらの声も多数お聞かせ頂いている。

中小企業における年少労働者の福祉問題は、年少労働者達の幸福のためであることはもちろんであるが、最近の中小企業における求人難の解決策としてもいよいよ充実しなければならないことが痛感されてならないが、各会場にお見えになった福祉員の方々の真剣な受講や討論の内容をお聞きしていると、中小企業にも次第に年少労働者達に魅力のある職場となるための業が育っていることを感じとらずにいられない。

しかしながら、多くの中小企業は、まだまだ、年少労働者達の福祉に関しての理解が不足していることも認めないわけには行かない。この講習会を一つのステップとして、中小企業の労使関係に明るい灯がともされることを祈って止まない。

八日　「全国婦人指導者研修会」が主婦連合会主催により東京の主婦会館で開かれた。主婦連加盟の婦人団体の会長ら約六〇名が全国から集まり、「婦人団体に対する消費運動のすすめ方について」のテーマにより、研究会をおこなった。

八日　自由民主党婦人局の役員が次のように決まった。婦人局長・山本杉氏、婦人局次長・山下春江氏、婦人組織部長・山下春江氏、婦人対策部長・杉山千恵子氏

九日　第七回原水爆禁止世界大会が九日から六日間にわたり東京で開かれた。一二日には平和行進の地方代表や外国代表ら約一万人参加のもとに台東体育館で本会議を開き、最終日一四日には東京体育館で宣言発表総会を開いて、大会宣言、一般決議を採択したが、幅広い国民運動を主張する社会党、総評日本青年団協議会、地域婦人団体連絡協議会の四団体は「現在の日本原水協幹部を不信任し、原水爆運動を正しいものにたてなおすために努力する」という声明を発表した。

○平林会長西独へ

本会々長平林たい子氏は、九月十七日行なわれる西ドイツの総選挙ならびに西ベルリンの状況等を視察するため、九月八日夜、エアフランス機で空路出発した。なお、帰国は九月末の予定である。

働く婦人の知っておきたい法律問題⑱

退職金と解雇予告手当

「きのう会社から解雇をいい渡されたのですが退職金は貰えるでしょうか。」「労働基準法では、一か月分の退職金を貰えるそうですが…」というような相談をよくうけることがあります。

働く者にとって退職の際の保障は、一番気掛りになる問題です。失業保険の制度については既に本誌第九巻第一号で説明しましたので、今回は退職金を中心に説明したいと思います。

退職金

退職金という制度は、諸外国にはほとんど例をみず、わが國独特の慣行といえるようです。徳川時代に、永年奉公に対する「のれん分け」の代わりに支給されたのが始まりといわれていますが、その後も明治三〇年代になって、企業の中でこれをとり入れるものが現われ、第一次大戦後には大企業を中心に大幅に普及しました。この退職金の性格については、在職中の功績に報いるものであるとする功績報償説、在職中の賃金を後で補塡するものであるとする賃金後払説、退職した後の生活を保障するものであるとする生活保障説などいろいろな考え方がありますが、労働基準法の解釈については、学説判例の多数説が賃金後払説をとっており、労働省の行政解釈も、「退職金で労働協約、就業規則、労働契約等により予め支給条件の明確なものは」労働基準法上の賃金である(昭二二、九、一発基第一七号)、「退職金は臨時的な事由に基き支払われる賃金と解釈し単なる贈与とはみなさない」(昭和二六、一二、二七基発第八四一号)と賃金後払説をとっています。

退職金の支部は一部の公共的雇用を除いて、法律上強制されているものではなく、そのすべては、使用者と労働者との労働契約、労働協約あるいは就業規則などに定めるところによるわけです。労働基準法第八九条は、退職手当の定めをする場合には、これに関する事項を就業規則に規定しなければならないとしていますが、各事業場の就業規則や労働協約には、「従業員退職の場合には別表に規定した退職金を支給する。但し、左記各号に該当する場合には支給しない。」という形で規定されているのが一般的です。このように退職金の支給が労働契約の一部として規定されている場合には、退職金も労働基準法上の賃金となり、その支払が法律をもって強制されることになります。従って、常日頃から自分の労働契約はどうなっているか、退職金規程はあるのかないのか、支給条件はどうなっているか等について十分に注意しておく必要があります。

退職金共済制度

前述のような退職金制度は、わが國の大企業ではほとんど全般的に行なわれていますが、中小企業では企業の負担能力が弱いために余り普及しておらず、これが中小企業の求人難の一つの原因とされてきました。そこで、中小企業従業員の福祉を増進し、中小企業の発展を図ることを目的として、昭和三四年に中小企業退職金共済法が制定、公布され、即日施行されました。

この法律に基づいて、常時雇用している従業員の数が二〇〇人以下(商業またはサービス業では五〇人以下)の中小企業の事業主は、任意に、中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を結ぶことができます。事業主は、被共済者となる従業員の氏名と掛金月額を明らかにし、掛金月額に相当する申込金をそえて事業団に申し込むわけですが、掛金月額は従業員一人当り二百円から千円の間で、従業員毎に定められ、事業主が全額を負担し、事業団と委託契約を結んでいる金融機関に毎月納入すれば、従業員の退職の際に、その従業員の掛金額と掛金納付月数に応じて、退職金が支給されることになっています。この制度は、事業主が掛金の払込さえしておけば、退職金の支払を含めた一切の業務は、事業団が引き受けてくれ、その上に、掛金は全額免税されるので、事業主にとって手軽で有利で安全であり、しかも従業員の企業への定着性を高める効果があるために、広く普及され、五月末日現在で二九、四五〇の事業場に働く三四六、七九七人の従業員がこの制度に加入しています。

解雇予告手当

最後に、労働基準法に定められている解雇予告手当と退職金の差異について簡単に説明しましょう。

労働基準法第二〇条は、「使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも三十日前にその予告をしなければならない」と定めています。この規定は、賃金収入以外に生活の手段をもたない労働者を不時の失職から守るために設けられた規定ですが、使用者は三〇日前に予告する代わりに、労働者の平均賃金の三〇日分を支払って即時解雇してもよいことになっています。この「平均賃金の三〇日分」が解雇予告手当といわれるものです。解雇予告手当と退職金とは全く関係のないもので、解雇予告手当は使用者が労働者を一方的に即時解雇する場合には(一定の例外を除いて)、その支払を強制されるものです。

冒頭に、「労働基準法では、一カ月分の退職金が貰えるそうですが…」と書きましたが、この人は退職金と解雇予告手当を混同しているわけです。

新刊紹介

「人事管理とその背景」

影山裕子・浜崎隼彦共著

大羽綾子

――アメリカの社会と経済――と副題がついている。この本の特色は、電々公社の若い二人の男女幹部候補生がアメリカに一年留学した時のなまなましい経験と勉強の結果を、日本の実情と対照しながら、具体的にまとめあげたところにある。今日、アメリカの人事管理や労務管理についての書物は、どれを手に取ったらよいか分らない程、沢山紹介されている。しかし、この本のように、日本人が足で歩き、実際に耳できいた実例を折りこんで、親しみやすい文体でアメリカを紹介しているものは、ほとんど見当らない。学者先生の見聞記は学説や知識に把われすぎていて素人には、なじみにくいが、この本は、アメリカ文化の背景を皮切りに、生活水準、労働市場、労働組合、社会保障など人事管理をとりまく環境から、その本論の労務管理、人事管理、賃金制度、職場の教育訓練、企業内のコミュニケーションなど管理者の知っておきたい実情を、極めて平明な文体で、具体的に例を引きながら詳しく述べている。特に第六章から十一章までは、この書物の中心部分を成するもので、人事管理について、有益な示唆をたくさん含んでいる。

二人の男女が共同執筆していながら、どの部分をどの人が書いたか分らないくらい、よく、相談しながらまとめられているけれど、影山さんの書いた部分にはところどころに女らしい観察が動いており、浜崎氏の文章はどちらかというと実証的、文献的な臭いがするのも面白い。

最初の三章「アメリカ社会の印象」「生活水準と富の分配」「アメリカの大学」では、張り切って渡米した若い人の気どらない驚きや賞讃の気持が率直に語られていて、読者に好ましい印象を与え、これでこそ青年たちを海外に送り出す価値があると感じさせられる。しかし、その反面、この書物全体を通じて、アメリカの制度や考え方にいささかの批判のわさびをきかしてもらいたかったという憾みがないわけではない。特にアメリカの富の平均化と労働者の中産階級化にふれた部分で、ヨーロッパやエジプトを旅行したときみた貧富の差の印象を対蹠しているが、アメリカ国民の富と世界経済とのつながりという点にふれていないのは、片手落ちの感じがする。ユダヤ人や黒人問題の観察も皮相である。そういえば、この書物全体の印象が平明かったつだが、きめが細かいとか、ほりが深いという観察に欠けている。若いうちから経営者の卵としての立場にたつという割り切った態度は一面りっぱだが、もう少し弱い者の立場にたって物をみるということも将来の管理者としては必要なことではないだろうか。

最後の第十二章に影山さんがみたアメリカの働く婦人について、短い文章のなかに統計なども入れて非常によくまとめて、それを結びとしてこの本は終っている。筆者の一人が女性であり、この問題に特に関心を持ったことは分かるが、全体の行き方からするとむしろ異質なもので、もしこの書物に婦人問題を附け加えるなら、もう一歩突込んで婦人の職場管理という視点から一章もうけてもらいたかったと思う。急激な婦人労働者の増加は、日本でも同様で、婦人の管理は人事管理の最近の問題点の一つとなって関心を持たれているからである。

いろいろ注文はつけたが、気軽に読めるアメリカの人事管理入門書として、また、生きたアメリカ文化の紹介書として一読をすすめたい本である。

（日刊労働通信社　定価二〇〇円）

YWCAの働く年少者や婦人のための活動

本誌八号で御紹介したように、YWCAでは、働く婦人の福祉を高めるためのいろいろな活動をしていますが、同会のニュースから、最近の二つの活動を拾ってみましょう。

＊働く年少者のためのフォークダンスパーティー

名古屋YWCAの少女部委員会では、去る七月七日の夜、中学校卒業後、住み込みで働いている少年少女たちを対象としてフォークダンスパーティを開催しました。同会では、この催しを成功させるために五月ごろから働く年少者の実態やその興味、欲求、問題点などを調査したりしました。

当日は、東洋楽器・シキシマパン・東洋工機・不二精工・石塚ガラスなどの職場から六〇名ほどの来会者があり、ダンスのあと、麦茶やサンドウィッチのサービスを受け、ゲームや懇談に和やかなひとときを過ごしました。第二回目の会も近く開く予定とのことです。

＊看護婦さんのための教養講座

また、京都のYWCAでは、この五月から週一回、京都国立病院附属看護婦学院の教養講座に協力しています。看護婦さんに一人の婦人として、また人間として必要なものを、という病院からの要求にこたえて、今までに、「家庭での人間関係」「友情について」「ことばの大切さについて」「服装について」等を、幹部委員や各部委員、職員が担当してきましたが、毎日、頭の痛くなるような授業がつまっている中で、看護婦さんたちはこの教養講座の日を魚が水を求めるように待ちわびているということです。

（1）書名	著者	発行所	巻号	発行年
Ⅸ 婦人と労働				
1. 婦人労働一般				
働く婦人はこうして生きている	帯刀 貞代	若い婦人	(2)	48
紡績少女の戦争観	宮原 誠一	人間	(4—6)	49
*働く女性のために	帯刀 貞代	雄文社		〃
アメリカの婦人工業労働者	中目 尚義	安全生産	(7—11)	〃
*働く婦人の声	労働省婦人少年局	同		50
婦人の労働	瀬川 清子	民間伝承	(14—11)	〃
百貨店と働く婦人	竹田 菊枝	民主労働者	(3—1)	51
*働く女性ノート	吉田三七雄	布井書房	(大阪)	〃
女子車掌の体験談	安達あい他（座談会）	国鉄自動車	(40)	〃
看護の歴史	梶田 昭	科学史研究	(20)	〃
女のはたらき	加藤百合子	民間伝承	(14—12)	〃
*アメリカの働く婦人	労働省婦人少年局 谷野 せつ	パンフレット	12	〃
一人の職業婦人として	江上 フジ	婦人公論	(38—2)	52
*働く婦人のための法制の知識 —健康保険法とは—	労働省婦人少年局	同 婦人労働資料	第15号	〃
はたらく女性のつどい —平和への誓い—	新女性社	新女性社		〃
*婦人週間働く婦人のための一日講習会結果報告書	労働省婦人少年局	同		〃
商店を経営する主婦の座談会	小沢 静 他	婦人之友	(46—9)	〃
働く婦人の憂鬱	大河内一男 他（座談会）	婦人公論	(37—11)	〃
共稼ぎの設計	門上千恵子 他（座談会）	〃	(38—2)	〃
*はたらく女性 （家庭文庫）	古谷 綱武	東洋経済新報社		53
開拓村の女たち	古藤 すき	婦人公論	(39—6)	〃
町工場のおかみさん	大内 経雄	労働基準	(5—7)	〃
職業につく婦人たちへ	田中寿美子	婦人公論	(38—11)	〃
製菓工場訪問記	染谷すみ子	職業研究	(8—6)	54
アメリカの銀行の簿記室の娘たち	来弘 春樹	バンキング	(73)	〃
働く婦人の意見 —全国婦人会議報告—	田中 豊子	労働研究	(79)	〃
オフィス・ガール	掛川トミ子	思想の科学	(1—5)	〃
機屋さんとバタバタ娘たち	きだみのる	世界	(108)	〃
下積みに生きる女たち	広池 秋子	婦人公論	(39—12)	〃
共稼ぎの種々相	古谷 綱武	婦人公論	(40—1)	55
共稼ぎ白書	西 清子	〃	(40—2)	〃
婦人労働の基本問題 —戦後紡績工場の実態調査—	政治経済研究所編	中央労働学園		48
婦人労働者の地位は改善されたか	猿渡 文江	労働評論	(3—9)	〃
働く婦人の問題 —家事と職業は両立する—	赤松 常子	国民講座	(569)	〃
これからの婦人労働	土屋 清	婦人の世紀	(7)	〃
「女工哀史」は何を語るか	帯刀 貞代	〃	(7)	〃
働く婦人をめぐる基本問題	羽仁 説子	〃	(7)	〃
働く既婚婦人		中央労働時報	(81)	〃

（2）書名	著者	発行所	巻号	発行年
*1947年度の婦人労働者	労働省婦人少年局	同		〃
婦人，年少労働者の問題		I.L.O時報	(2)	〃
戦後婦人労働の趨勢	労働省婦人少年局編	労働時報	(2—3)	〃
女性の職業 （女性の書）	新妻 イト	三元社		〃
*女子有業者の推移と現実		東洋経済時報	(2395)	〃
既婚の婦人労働者	労働省婦人少年局	同		〃
婦人労働の現状について —既婚婦人を中心として—	緒辺 史	労働の科学	(4—8)	〃
合衆国の婦人労働者	ゴカルダ・G・スタンダー	労働時報	(2—8)	〃
婦人労働者は解放されたか	鷲沼登美枝	〃	(2—8)	〃
婦人の労働能力について	西川 好夫	運輸と経済	(5—3)	〃
最近の婦人労働の動き	大羽 綾子	職業指導	(22—8)	〃
アメリカ婦人の職場進出 —70年間の動き—	労働省婦人少年局	同		〃
海外女子労働の動向 —女子と労働力—	労働省婦人少年局	同		〃
紡績女子寄宿舎の自治管理について	一番ケ瀬康子	労務研究	(3—4)	50
男の公務員，女の公務員	大宅壮一 他（座談会）	公務員	(5—6)	〃
職場と家庭は両立するか	（公開討論会）	官業労働	(4—5)	〃
織姫のたたかい —群馬蚕糸婦人労働省の手記—		産業労働調査月報	(4—11)	〃
各国に於ける婦人労働者の保護	労働省婦人少年局	同		〃
伝統をほこる紡績寄宿舎の民主的解放に於ける諸難点		産業厚生時報	(5050)	〃
職業面の隘路	谷野 せつ	婦人の世紀	(11)	〃
中世英国の婦人労働 —続—	小林 巧	経済集志	(21—1)	51
*女子行員のあり方	瀬川 橘村	産業経済社	(大阪)	50
続女子行員のあり方 —真実を求める心—	〃	（銀行新書）		51
働く婦人は何を望んでいるか	三瓶 孝子	社会教育	(6—4)	〃
働く女性は「解放」されたか —「女工哀史」以後—	大河内一男	婦人公論	(37—7)	〃
男日役・女日役 —百姓奉公人の労働—	向山 雅重	信濃	(3—8)	〃
*労働力の中の婦人	労働省婦人少年局	同		〃
*働く婦人と先任権	〃	〃		〃
*婦人の職業 —アメリカ婦人の進出と成長—	〃	〃		〃
女子労働生産力の確立問題によせて	吉沢 友吉	横浜大学論叢	(3—1)	〃
婦人労働問題断想 —2—	出合 弘文	産業経済研究（兵庫県産業の研究所）	(6—1)	52
〃 —3.4—	〃	〃	(6—2)	〃
〃 —5—	〃	〃	(6—4)	〃
職業について —働く婦人たち—	清水幾太郎	婦人公論	(38—2)	〃
英国における婦人労働問題	石原 孝一	海外労働経済月報	(2—3)	〃
初期資本主義と婦人労働—英国		経済集志	(21—3.4)	〃
婦人労働専門家会議		ILO時報	(4—3)	〃
婦人労働の文化 —1—	西川 好夫	労働の科学	(7—5)	〃

女子の就業者数と完全失業者数　(1961年4月)

産業別		女子	男子	男女計中にしめる女子割合	女子雇用者の産業別構成率	女子の前年同月との比較
		万人	万人	%	%	万人
総数		1,834	2,709	40.4		+42
就業者	自営業者	265	816	24.5		− 22
	家族従業者	866	326	72.7		− 1
	雇用者	697	1,558	30.9	100.0	+ 57
	農林業	21	27	43.8	3.0	+ 1
	漁業,水産養殖業	* 2	15	11.8	0.3	− 1
	鉱業	* 6	44	12.2	0.9	+ 2
	建設業	29	158	15.5	4.2	+ 2
	製造業	251	557	31.1	36.0	+ 24
	卸売，小売，金融，保険，不動産業	168	252	40.0	24.1	+ 24
	運輸通信，電気ガス水道業	29	203	12.5	4.2	− 3
	サービス業	176	187	48.5	25.3	+ 10
	公務	15	115	11.5	2.2	− 3
完全失業者		16	22	42.1		− 7

「註」1)　* 印の数字は誤差率が大きいから特に注意して使用のこと。
2)　数字はすべて調査結果の実数に推定乗数を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。
—総理府統計局労働力調査—

一人一か月平均現金給与総額

(1961年3月)

産業別	女子	男子	男子に対する女子の割合
	円	円	%
総数	11,285	26,225	43.0
鉱業	9,723	24,458	39.8
建設業	9,909	21,376	46.4
製造業	9,408	23,659	39.8
卸売業小売業	11,250	23,403	48.1
金融保険業	22,520	56,987	39.5
不動産業	11,166	30,410	36.7
運輸通信業	16,802	30,129	55.8
電気,ガス,水道業	17,972	31,406	57.2

—労働省労働統計調査部
毎月勤労統計調査—

婦人少年局ニュース

○婦人少年局人事異動

婦人労働課長補佐　井上繁子

アメリカ合衆国の対外技術援助計画に基づき労働問題研究のため同国へ出張を命ずる

(期間　自昭和三六年九月五日　至同三七年三月一一日)

○永年勤続者の表彰

九月一日、労働省創立一四周年記念式典の席上において労働省関係職員の永年勤続者の表彰が行なわれ、婦人少年行政関係では次の人々が表彰をうけた。

(35年)谷野　せつ　労働省婦人少年局長

(26年)西宮　仁美　茨城内職公共職業補導所

(25年)永田千代吉　名古屋勤労青少年ホーム館長

(20年)桐谷　トリ　秋田婦人少年室長

○第九回働く婦人の福祉運動懇談会

八月十八日午後、日本労働協会会議室において、第九回働く婦人の福祉運動についての懇談会を労組・使用者団体の代表者を招いて開催、谷野婦人少年局長、大羽婦人労働課長が出席し、同運動の要綱を説明し、それに対する意見を求めながら、同運動に対する協力依頼を行なった。なお、報道関係、婦人団体との懇談会は九月八日、竹橋第二会議室において開催の予定である。

○農村婦人問題研究会議開催

婦人少年局では、農村社会における各面の変化が著るしい今日、今後の農村婦人問題を把握し、行政上の参考に資するため、各分野の専門家を招いて、農村婦人問題研究会議を八月一四日午後一時から虎の門共済会館において開催した。なお、会議は専門家の報告と討議によってすすめられたが、各専門家担当のテーマは左の通りである。

1、人口動態からみた農村人口の動き
　人口問題研究所　黒田俊夫氏
2、農業経営の近代化によって婦人労働の位置はどう変るか
　東京大学　大内　力氏
3、農村社会の近代化によって婦人の地位はどう変るか
　東京学芸大学　松原治郎氏
4、経営、家族構成の変化によって家庭における主婦の生活はどう変るか
　日本女子大学農家生活研究所
　宮崎礼子氏
(司会)　読売新聞社　渡辺智多雄氏

◎「ごらんになりましたか」は本文二七ページにあります。

昭和三十六年九月一日　印刷
昭和三十六年九月五日　発行
婦人と年少者　第九巻第九号　通巻九十四号
定価　五十円　〒六円
編集人　久米　愛
発行人　平林たい子
東京都文京区小日向町一番地
印刷人　網野　栄
東京都千代田区神田一ツ橋二ノ一
(日本職業指導協会内)
発行所　婦人少年協会
電話九段(331)九五九七
振替口座東京一〇七九一四

日本濾過器株式會社

本社及工場　東京都世田谷区玉川等々力町３－19
電話：玉川（701）１１６１～５

自由ケ丘分室　東京都目黒区自由ケ丘１（東急ビル）
電話　自由ケ丘（718）2158（代表）　2150

日本労働協会編

JIL文庫

男女同一賃金

定価 120円

〈内　　容〉

I　国際社会における男女同一賃金

1　同一労働同一賃金とは何か

2　同一賃金に対する各国の歩み

II　日本における男女同一賃金問題

1　男女同一賃金に関する日本の法制

2　男女同一賃金をすすめる日本社会の動き

3　男女同一賃金の問題

男女同一賃金の問題こそ今後の最大の焦点。その国際的な歩みと日本の実態をえぐる。

東京都港区赤坂溜池町30　日本労働協会　電話（481）8141・8341　振替（東京）52699

もよりの書店でお求めください。